

## 目 次

### ◎会議録第1号（12月8日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	8
日程第4 議案第 90号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	8
日程第5 議案第 91号 松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	9
日程第6 議案第 92号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10
日程第7 議案第 93号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
日程第8 議案第 94号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	12
日程第9 議案第 95号 松前町介護保険条例等の一部を改正する条例	14
日程第10 議案第 96号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第11 議案第 97号 松前中学校解体工事（二期工事）請負契約の締結について	17
日程第12 議案第 98号 動産の買入れについて（空気清浄機）	18
日程第13 議案第 99号 動産の買入れについて（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））	19

日程第14	議案第100号	動産の買入れについて（防災備蓄品 （間仕切り））……………	20
日程第15	議案第101号	動産の買入れについて（GIGAス ール用端末）……………	21
日程第16	議案第102号	松前総合文化センター、松前町ふるさ とライブラリー及び松前公園の指定管 理者の指定について……………	22
日程第17	議案第103号	令和2年度松前町一般会計補正予算 （第5号）……………	24
日程第18	議案第104号	令和2年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算（第4号）……………	24
日程第19	議案第105号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算（第3号）……………	24
日程第20	議案第106号	令和2年度松前町介護保険特別会計補 正予算（第4号）……………	24
日程第21	議案第107号	令和2年度松前町下水道事業会計補正 予算（第1号）……………	24
散 会		……………	27

~~~~~

◎会議録第2号（12月14日）一般質問

|      |                  |    |
|------|------------------|----|
| 開 議  | ……………            | 32 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名……………  | 32 |
| 日程第2 | 一般質問             |    |
|      | 10番 藤岡 緑議員……………  | 32 |
|      | 5番 影岡 俊範議員……………  | 38 |
|      | 3番 渡部 恵美議員……………  | 46 |
|      | 11番 村井慶太郎議員…………… | 50 |
|      | 2番 西村 元一議員……………  | 53 |
| 散 会  | ……………            | 63 |

~~~~~

◎会議録第3号（12月21日）委員長報告

開 議	……………	68
日程第1	会議録署名議員の指名……………	68
日程第2	議案第90号 松前町議会議員及び松前町長の選挙に	

		おける選挙運動の公費負担に関する条例……………68
日程第3	議案第 9 1 号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例……………69
日程第4	議案第 9 2 号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………71
日程第5	議案第 9 3 号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………71
日程第6	議案第 9 4 号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例……………72
日程第7	議案第 9 5 号	松前町介護保険条例等の一部を改正する条例……………73
日程第8	議案第 9 6 号	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………74
日程第9	議案第 9 7 号	松前中学校解体工事（二期工事）請負契約の締結について……………75
日程第10	議案第 9 8 号	動産の買入れについて（空気清浄機）……………77
日程第11	議案第 9 9 号	動産の買入れについて（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））……………78
日程第12	議案第 1 0 0 号	動産の買入れについて（防災備蓄品（間仕切り））……………79
日程第13	議案第 1 0 1 号	動産の買入れについて（G I G A スクール用端末）……………80
日程第14	議案第 1 0 2 号	松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について……………81
日程第15	議案第 1 0 3 号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第5号）……………83

日程第16	議案第104号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	83
日程第17	議案第105号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	83
日程第18	議案第106号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）	84
日程第19	議案第107号	令和2年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）	84
閉 議			90
町長挨拶			90
閉 会			91

12月8日（第1号）

令和2年松前町議会第4回定例会会議録

令和2年12月8日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
産業建設部長	大川康久
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	仙波晴樹
財政課技監	伊達圭亮
税務課長	米澤浩樹
保険課長補佐	楠田洋子
子育て・ 健康課長	早瀬晴美
上下水道課長	渡部博憲

学校教育課長	住 田 民 章
社会教育課長	黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏 原 正
議会事務局 書 記	徳 本 敏 子

令和2年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No.1

	令和2年12月8日(火)	午前9時30分	開議
	開会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第 90号	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第5	議案第 91号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第6	議案第 92号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第 93号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第8	議案第 94号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第9	議案第 95号	松前町介護保険条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第 96号	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第 97号	松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第 98号	動産の買入れについて(空気清浄機)	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)

日程第13	議案第 99号	動産の買入れについて（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第14	議案第100号	動産の買入れについて（防災備蓄品（間仕切り））
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第101号	動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第102号	松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第17	議案第103号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第5号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第18	議案第104号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第105号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第106号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第107号	令和2年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和2年松前町議会第4回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬となりました。これからは気温も一段と低下し、空気が乾燥してまいりますので、マスクの着用や手洗い、うがいを徹底し、健康管理には十分注意していただきますようお願いします。

本日、令和2年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和2年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月から全国で新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。今回の第3波では無症状や軽症の感染者が気づかないうちに職場やコミュニティなどで感染を広げてしまう見えにくいクラスターの発生が懸念されており、愛媛県内でも飲食店や中学校、高齢者施設でのクラスターが発生しました。感染が拡大している状況であり、感染の連鎖を止めるためには一人一人が日常生活の様々な場面において感染防止対策を徹底することが重要です。特に、これから年末年始にかけてクリスマスや大みそか、初詣などの不特定多数の人たちが集まる行事が多くなるほか、忘年会や新年会などの飲食や飲酒を伴う会合も増え、感染リスクやクラスター発生リスクが一段と高まります。町民の皆様には日常での警戒レベルを1段上げていただき、引き続きマスクの着用や手洗い、うがいなど御自身でできる予防策を講じていただくとともに、県が呼びかけている、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、習慣化しよう3密回避、この3つの感染回避行動のより一層の徹底をお願いいたします。

なお、現在、感染者の希望により感染者の住所地を非公表にすることが一般化しており、松前町在住の方の感染が確認された場合、県から役場にはその旨の連絡がありますが、町民の皆様にはお知らせできないことがありますので、御理解いただけたらと思います。

それでは、令和2年第4回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、地域経済の活性化について申し上げます。

落ち込んだ町内の消費を喚起し、売上げが減少した町内事業者を支援するため、プレミアム付商品券、がんばれ！まさき応援券を発行しました。町民の皆様を対象とする1次販売を10月1日から10月31日まで行った後、町内外の皆様を対象とする2次販売をWebを活用して11月9日から12月6日まで行いました。おかげをもちまして、販売開始当初から多くの皆様に御好評をいただき、発行セット総数の約9割を販売いたしました。購入していただいた皆さんに商品券を使用していただくことで地域経済の回復につながり、併せて町内店舗の認知度の向上につながることを期待しています。

次に、健康づくりについて申し上げます。

町では町民の皆さんが長く健康で笑顔でこの町で暮らせるよう、今後、町を挙げて健康づくりに取り組む健康づくりタウンの実現を目指しています。今年、健康づくり元年として町民の健康づくりの機運を盛り上げるため、10月3日に健康づくりフォーラムを松前総合文化センターで開催しました。2部構成で開催し、第1部ではオリンピックの佐伯美香さんと土佐礼子さんに健康づくりに関するトークショーをしていただいた後、パネルディスカッションにも参加いただき、健康づくりについて意見交換を行いました。健康な体を維持するには日々の健康づくりの継続が大切であり、継続するためには目標を持つことが大切であるということが、参加した皆さんに伝わったのではないかと思います。第2部では、会場を分け、運動体験や健康チェックイベントを実施し、参加者に楽しく体を動かしたり、血管年齢や肌年齢を測定したりしていただきました。参加した皆様には御自身の健康づくりについて考えるきっかけになったのではないかと思います。今後も引き続き町民の皆さんの健康づくりを支援する施策を展開し、健康づくりタウンの実現を目指したいと考えています。

次に、町政懇談会について申し上げます。

例年であれば町内全地区を訪問させていただき、町政懇談会を開催しているところですが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、10月31日と11月7日に校区単位で3回に分け、松前総合文化センターで開催しました。延べ162人の方に参加していただき、町が取り組んでいる事業や町の財政状況について説明した後、参加者の皆様と意見交換を行い、ごみの減量化、公園整備、コミュニティバスの利便性の向上などについて貴重な御意見、御提案をいただきました。今後も、町政についての情報発信に努めるとともに、町民の皆様の声を町政に適切に反映させ、町民の皆様の納得をいただける町政を目指します。

次に、松前町の魅力発信について申し上げます。

先月8日の愛媛サイクリングの日に合わせて愛媛県中予地方局と共催で県内の大学生、専門学生の皆さんに自転車に乗って町内のスポットを巡りながら写真の撮影のコツを学んでもらうフォトツアーイベント、フォトミーティング in 松前町を開催しました。23名の

皆さんに参加していただき、松前町国体記念ホッケー公園でホッケー体験をしていただいたほか、高忍日賣神社、ひよこたん池公園、塩屋海岸を巡りながら、若者の視点でいわゆるインスタ映えをする写真を撮影し、インスタグラムにより、広く発信していただきました。参加者の皆さんにこのイベントで感じた松前町の魅力を若者の感性で町内外に広く発信していただいたことで、多くの方に松前の魅力を知っていただけたのではないかと思います。私も自転車に乗って皆さんと一緒に町内を巡りましたが、参加者の撮った写真を見て、今まで気づかなかった松前の魅力を教えられたところもありました。

なお、参加者の撮った写真の一部は、エミフルMASAKIにおいて12月1日から12月17日まで掲示しています。

このほか、今年度も、町を象徴する風景の写真をプリントした松前町オリジナル年賀はがきを作成、販売いたしました。新年の御挨拶に活用していただくことで町内外に広く松前町の魅力を発信できるものと思っています。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

男子ホッケー日本代表サムライジャパンの東京オリンピックに向けた強化合宿が、来年2月に再び当町で実施されることが決定しました。今回の強化合宿は2月14日から27日までの予定で、合宿期間中には前回同様、ホッケー教室などのイベントを開催し、サムライジャパンの皆さんとの交流を図り、町内のホッケー熱を高めていきたいと考えています。

次に、成人式の延期について申し上げます。

来年1月10日に開催を予定していた成人式について、参加者及び関係者の健康と安全を最優先に考えた結果、新型コロナウイルス感染防止のため、延期することを決定しました。新成人になる皆さんにとって久々に旧友と再会できる機会であり、楽しみにしていた行事であったと思いますが、延期せざるを得なくなり、非常に残念です。今後、感染状況を踏まえつつ、代わりのお祝いの式典の実施を検討したいと思います。コロナ禍が一日も早く収束し、いつもの日常に戻ることを願っています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には条例案件7件、予算案件5件、その他議決を求めるもの6件、合わせて18件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

3 番渡部恵美議員、4 番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る12月1日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月21日までの14日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの14日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第4 議案第90号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第90号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第90号について提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の対象を拡大するため、新たに制定するものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第90号について補足して説明をいたします。

議案書は1ページから4ページですが、参考資料のほうで御説明いたしますので、参考資料1ページをお開きください。

条例制定の理由は、公職選挙法の一部が改正されたため、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の対象を拡大するため、新たに制定するものです。

条例の概要ですが、選挙運動に伴う選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費用の一部を公費負担の対象とし、これらの公費負担額及び支払い手続について定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第90号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第5 議案第91号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第91号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第91号について提案理由を申し上げます。

町長の附属機関として松前町小規模保育事業者選考委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第91号について改正の内容を御説明いたします。

今回の条例改正は、第2期松前町子ども・子育て支援事業計画に基づく公募による小規模保育事業を実施するに当たり、小規模保育事業を行う者の候補者の選考について意見を聴取する機関を設置するため、条例を改正するものです。

議案書6ページをお開きください。

表左、改正後の第2条は、意見を聴取する機関を設置するため、松前町執行機関の附属機関設置条例の別表に、附属機関「松前町小規模保育事業者選考委員会」、担任する事項「小規模保育事業者の候補者の選考及び小規模保育事業者の募集方法についての意見の答申に関する事項」、構成員の定数「7人」を下線で示すとおり追加するものでございます。

次に、前の5ページをお開きください。

表左、改正後の第1条は、新たに設置する松前町小規模保育事業者選考委員会委員の報酬額を定めるため、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、機関名「60松前町小規模保育事業者選考委員会」、職名「委員」、報酬額の区分及び金額「日額7,400円」を下線で示すとおり追加し、追加により項番「60」を「61」に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第91号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第92号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第92号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第92号について補足して説明をいたします。

議案書は7ページから11ページですが、参考資料のほうで御説明いたしますので、参考資料5ページを御覧ください。参考資料5ページをお願いします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和3年1月1日から施行されることに伴い、今回条例改正するものです。

施行令改正の概要ですが、個人所得税については給与収入や公的年金等の収入に対する所得の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額のほうを10万円引き上げることとされました。これにより、国民健康保険税に関しても不利益が生じないように松前町国民健康保険税条例を一部改正するものであります。

条例の改正箇所ですが、表にありますように、第23条では国民健康保険税の軽減判定所得基準額についての改正、第23条の2及び附則第2項については公的年金等の課税の特例について改正を行う条例となっております。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第92号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第93号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第93号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第93号について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第93号について改正の内容を御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

今回の条例改正は、表右、改正前、第2条第23号の下線で示す「第43条第3項」の規定が子ども・子育て支援法の一部改正により法第43条第2項に改められたことから、表左、改正後、第2条第23号の下線で示すように「第43条第2項」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第93号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、しばらく休憩させていただきます。

午前9時56分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第8 議案第94号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第94号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条

例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第94号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険運営協議会の名称が変更されたこと等に伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第94号について改正の内容を御説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険法が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

議案書15ページをお開きください。

表右、改正前の下線で示す「国民健康保険運営協議会」及び第2章（見出し）「国民健康保険運営協議会委員定数」を表左、改正後の下線で示す「松前町国民健康保険事業運営協議会」に改め、第2条に第1項を追加し、松前町国民健康保険事業運営協議会の設置根拠を規定し、改正前、第2条を同条第2項に改めるものでございます。

議案書16ページをお開きください。

表左、改正後、第4条は被保険者としなない者、第7条は字句を整備、改正するものです。

附則第1項、施行期日、第2項、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、表右、改正前、別表、次の17ページにあります。機関名「14国民健康保険運営協議会」を表左、機関名「14松前町国民健康保険事業運営協議会」に下線で示すとおり改めます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第94号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第95号 松前町介護保険条例等の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第9、議案第95号松前町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第95号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、第1条及び第3条、第4条については塩梅保健福祉部長に、第2条については大川公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長(塩梅 淳) それでは、議案第95号のうち、保健福祉部所管条例について改正の内容を御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部が改正されることに伴い、延滞金の特例に関する規定中の字句を改め、それに伴う規定の整備を行うものです。

議案書19ページをお開きください。

第1条、松前町介護保険条例の一部改正は、右の表、改正前、附則第6条中、3行目の「特例基準割合」及び5行目にあります「告示された割合」を左の表、改正後の附則第6条、下線に示すように「延滞金特例基準割合」及び「平均貸付割合」にそれぞれ改め、併せてそれに伴う規定の整備として下線に示すとおり改めるものでございます。

次に、20ページ下段、第3条松前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、さきに御説明しました第1条の改正と同じく、次の21ページになりますが、表、改正前、附則第2条中、4行目の「特例基準割合」及び5行目から6行目に係る「告示された割合」を左の表、改正後の附則第2条、下線に示すように「延滞金特例基準割合」及び「平均貸付割合」にそれぞれ改め、併せてそれに伴う規定の整備として下線に示すとおり改正するものです。

次に、21ページ下段、第4条松前町立保育所条例の一部改正は、第1条及び第3条の改正と同じく、次の22ページの右の表、改正前、附則第3項中、4行目の「特例基準割合」

及び次の行の「告示された割合」を左の表、改正後、下線に示すように「延滞金特例基準割合」及び「平均貸付割合」にそれぞれ改め、併せてそれに伴う規定の整備として下線に示すとおり改正するものです。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、附則第2項、経過措置において、第1条、第3条及び第4条の規定はこの条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金についてはなお従前の例によることとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 大川公営企業部長。

○公営企業部長（大川康久） それでは、議案第95号のうち、公営企業部所管条例について補足して説明いたします。

議案書20ページをお開きください。

今回の改正は、先ほどの保健福祉部所管条例と同様に、地方税法の一部が改正されることに伴い、松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例中の字句を一部改正するものです。

内容については、右の表、改正前、附則第3項中の「特例基準割合」を左の表、改正後の附則第3項中、下線部に示す「延滞金特例基準割合」に改め、併せてそれに伴う規定の整備を下線に示すように改めるものです。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、同日より前の期間に対する延滞金については従前の例によることとします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第95号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第96号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

**る基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第96号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第96号について提案理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部が改正され、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第96号について改正の内容を御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和2年厚生労働省令第113号により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、これに準じて改正するものでございます。

表左、改正後、第6条第2項の下線は、管理者の資格要件を緩和するため、管理者の急な退職など不測の事態が発生し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合について、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするため、改正するものでございます。

次に、24ページをお開きください。

表左、改正後、附則第2項は年号を令和に改めるもので、第3項は管理者に係る経過措置期間の延長として、指定居宅介護支援事業所での人材確保が困難である状況を踏まえ、令和3年3月31日時点で介護支援専門員が管理者となっている指定居宅介護支援事業所については当該介護支援専門員を令和9年3月31日まで引き続き管理者とすることができるよう規定を追加し、改正前の「第3項」を「第4項」に改めるものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第96号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、しばらく休憩をさせていただきます。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第11 議案第97号 松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第97号松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第97号について提案理由を申し上げます。

松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(加藤博徳) 伊達財政課技監。

○財政課技監(伊達圭亮) それでは、議案第97号松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について御説明いたします。

議案書25ページ、参考資料15ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

施工場所は伊予郡松前町大字浜、入札日は令和2年10月15日で、入札方法は入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和3年3月31日の予定としております。入札参加業者は、御

覧の7社でございます。入札の結果、松前土建株式会社が予定価格以下かつ調査基準価格以上でしたので、松前土建株式会社を落札者とし、4,743万7,500円で仮契約を行っております。

参考資料16ページから20ページに解体する校舎の配置図及び平面図を添付しております。

21ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格4,771万3,190円に対し、落札金額は4,312万5,000円ですので、落札率は90.4%となります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第97号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第98号 動産の買入れについて（空気清浄機）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第98号動産の買入れについて（空気清浄機）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第98号について提案理由を申し上げます。

空気清浄機の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第98号動産の買入れ（空気清浄機）についま

して補足して御説明いたします。

議案書27ページ、参考資料23ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年10月26日で、入札方法は指名競争入札で実施いたしました。納期は、令和3年3月10日までとしております。入札参加業者は、御覧の11社でございます。入札の結果、株式会社富士原冷機が予定価格以下の最低価格で応札いたしましたので、落札者とし、857万9,835円で仮契約を行っております。

参考資料の24ページから27ページに仕様書等をつけております。

28ページを御覧ください。

入札の執行表となっております。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第98号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第99号 動産の買入れについて（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第99号動産の買入れについて（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第99号について提案理由を申し上げます。

防災備蓄品（自動ラップ式トイレ）の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） 議案第99号動産の買入れ（防災備蓄品（自動ラップ式トイレ））について御説明をいたします。

議案書29ページ、参考資料29ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年10月26日で、入札方法は指名競争入札で実施いたしました。納期は、令和3年3月26日までとしております。入札参加業者は、御覧の7社でございます。入札の結果、株式会社岩本商会が予定価格以下かつ最低価格で応札いたしましたので、落札者とし、1,508万6,500円で仮契約を行っております。

30ページから33ページにつきましては仕様書等をつけております。

34ページを御覧ください。

入札の執行表となっております。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第99号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第100号 動産の買入れについて（防災備蓄品（間仕切り））

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第100号動産の買入れについて（防災備蓄品（間仕切り））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第100号について提案理由を申し上げます。

防災備蓄品（間仕切り）の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第100号動産の買入れ（防災備蓄品（間仕切り））について御説明いたします。

議案書31ページ、参考資料35ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年11月17日で、入札方法は一般競争入札で実施いたしました。納期は、令和3年3月26日までとしております。入札参加業者は、御覧の5社でございます。入札の結果、株式会社岩本商会が予定価格以下かつ最低価格で応札いたしましたので、落札者とし、1,235万3,781円で仮契約を行っております。

36ページから38ページまで仕様書等をつけております。

39ページを御覧ください。

入札の執行表となっております。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第100号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第101号 動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第101号動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第101号について提案理由を申し上げます。

G I G Aスクール用端末の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第101号動産の買入れ（G I G Aスクール用端末）について補足して説明いたします。

議案書33ページ、参考資料41ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年11月26日で、入札方法は一般競争入札で実施いたしました。納期は、令和3年3月26日までとしております。入札参加業者は、株式会社四電工の1社でございます。入札の結果、予定価格以下で応札いたしました株式会社四電工を落札者とし、1億7,615万2,900円で仮契約を行っております。

42ページから47ページまでは仕様書等を添付しております。

48ページを御覧ください。

入札の執行表となっております。ここに記載されております金額は、消費税抜きの金額となっております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第101号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第102号 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について（上程、提

案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生）

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第102号松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第102号について提案理由を申し上げます。

松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、黒田社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 黒田社会教育課長。

○社会教育課長（黒田泰弘） それでは、議案第102号について補足して御説明いたします。

議案書35ページですが、参考資料で御説明しますので、参考資料49ページをお開きください。

対象施設は、松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園です。9月10日から30日まで応募の受付を行いましたところ、御覧の3社から応募がありました。

次のページをお願いいたします。

5名の松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員により審査と評価が行われました。

次のページをお開きください。

11月12日に応募団体から説明を受け、総合的に判断した結果、伊予鉄総合企画株式会社が適切であるとの報告がありましたので、指定管理者の候補者として選定いたしました。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から5年間を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第102号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第103号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第18 議案第104号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第19 議案第105号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第106号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第107号 令和2年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第103号令和2年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第18、議案第104号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第19、議案第105号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、日程第20、議案第106号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号及び日程第21、議案第107号令和2年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第103号から議案第107号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

予算の議案書1ページをお開きください。

令和2年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億167万9,000円を追加し、総額を152億7,248万6,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の53ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、コミュニティの育成のため、一般財団法人自

治総合センターの助成金を活用し、コミュニティ活動に必要な設備の整備に係る費用の一部を補助することでコミュニティ活動の向上及び地域コミュニティの発展を図ります。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、障がい者支援の充実のため、自立支援給付費及び障がい児通所給付費を追加し、障がい者及び障がい児の自立と社会参加を促進します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、特別支援教育の充実のため、松前小学校の南校舎の階段に手すりを設置し、配慮が必要な児童の階段昇降時の安全を確保します。

また、スポーツの振興のため、男子ホッケー日本代表チームの強化合宿を誘致し、町内の子どもたちとの交流を図るなど、ホッケーを通じたまちづくりを推進します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農水産業の振興のため、農地中間管理機構を通じて農地集積に協力する場合に協力金を交付することにより、地域の中心となる経営体への農地集積を促進します。

また、松前港の船揚げ場の台車が経年劣化等により改修が必要になったことから、改修のための実施設計を行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路、交通網の充実のため整備を進めている町道西古泉筒井線が今年度完成する予定となっているため、開通式を実施します。

また、令和2年7月豪雨によりJR内子線において斜面崩壊等が発生したことから、JR四国が実施する応急、復旧工事に係る費用の一部について愛媛県新幹線導入促進期成同盟会を通じて助成を行い、鉄道の安全かつ安定的な運行確保を図ります。

そのほか、松前町公共工事等発注担当者倫理規程の制定に伴い、業者と業務上の連絡を行う必要がある職員に公用の携帯電話を所持させます。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億4,608万9,000円、一般財源が5,559万円となっています。

予算の議案書31ページをお開きください。

議案第104号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,418万5,000円を追加し、総額を33億9,286万6,000円とするものです。

予算の議案書47ページをお開きください。

議案第105号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ267万5,000円を追加し、総額を4億7,472万4,000円とするものです。

予算の議案書59ページをお開きください。

議案第106号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ289万6,000円を追加し、総額を28億3,088万2,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加し、総額を1,165万4,000円とするものです。

予算の議案書87ページをお開きください。

議案第107号令和2年度松前町下水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算に収益的支出において26万3,000円を追加し、資本的収入において343万2,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第103号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第103号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第104号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第104号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第105号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第105号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第106号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第106号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第107号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第107号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前10時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司



1 2 月 1 4 日 (第 2 号)

令和2年松前町議会第4回定例会会議録

令和2年12月14日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 本馬毅  |
| 総務部長          | 和田欣也 |
| 保健福祉部長        | 塩梅淳  |
| 産業建設部長        | 大川康久 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島昌二 |
| 総務課長          | 仙波晴樹 |
| 財政課長          | 金子貴徳 |
| 町民課長          | 重松修平 |
| 子育て・<br>健康課長  | 早瀬晴美 |
| まちづくり課長       | 横山眞史 |
| 産業課長          | 平村展章 |

学校教育課長            住 田 民 章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |            |
|-------------|------------|
| 議会事務局長      | 柏 原      正 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳 本 敏 子    |

令和2年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

|      |               |         |    |
|------|---------------|---------|----|
|      | 令和2年12月14日(月) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名    |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)    |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位によります。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。私の一般質問を始めたいと思います。

最初のテーマ、コロナ禍で深まる不調を抱える女性の問題点について3つの視点から質問をさせていただきます。

まず1つ目、妊娠後期の感染、重症化の予防対策についてお尋ねいたします。

当町のスローガンでもある子育てしやすいまちづくりは、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりから来ています。この1年、コロナ禍で随分状況が変化していますが、特に妊婦さんにとって感染症は重症化しやすく、薬を飲むのにも気を遣うリスクの高い生活となっています。特に、妊娠後期には新型コロナに感染すると肺炎になりやすく、呼吸困難などで人工呼吸器を使うリスクがそうでない女性に比べ1.7倍も高いとの報告もあります。事前に分かる危険リスクの正しい知識、予防、医療体制への連携が妊婦さんたちの安心・安全につながると思います。適切に対応できる体制づくりが安心して生み育てることができる第一歩と考えます。町としてそれらの対策について考えをお聞きしたいと思います。

2番目、産後鬱の問題への対応策は。

無事出産してもその後約10%の女性がかかるとされる産後鬱が、新型コロナウイルス感染拡大後、県を含め、国内全体で倍以上に増えているという調査結果が出ています。コロナ禍の不安や子育て支援サービスの中止、収入の減少、里帰り出産が難しくなっているなど、様々な要因が考えられます。それは、大災害後の鬱の増加に似ているという傾向があ

るとも報告があります。行政側としての訪問や電話相談、産後ケアを積極的に行う必要があると考えます。子育てする人が経済的にも社会的にも生きづらい世の中になっている上に、コロナ禍がそれを助長している状況の中、社会全体で支援する必要があるのではないのでしょうか。行政としても、住民の福祉を守る牽引役として大きな力を発揮していただきたいものと考えます。町の考えをお聞きしたいと思います。

そしてさらに、コロナ鬱の深刻さを増す若い女性の自殺者増加の予防対策として、コロナ禍で私たちの生活は大きく変わりました。新しい生活様式の変化に対応できなくて心の不調を訴える人が増え、特に若い女性への影響が大きく、コロナ鬱が深刻になっています。同世代の男性に比べ自殺者が大幅に増加し、8月の男性の自殺者数が前年同月に比べ10%増だったのに対し、女性は45%も増えているという報告があります。家庭を持つ女性が家事や育児に犠牲を払わざるを得ない家族の形態があり、負荷がかかったり、DVの増加、高齢者介護の必要性が出てきたり、ストレスが強くなる要因は多いようです。一番身近に寄り添える窓口が多くある方がコロナ鬱を軽くし、自殺という究極の選択に至らないような方策を行政としても考えるべきではないのでしょうか。本来は国がすべき経済的支援もままならぬ状況下で、町としてできる対策はいかに。考えをお聞きしたいと思います。

まず、この点についての質問を。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

早瀬子育て・健康課長。

**○子育て・健康課長（早瀬晴美）** まず、妊娠後期の感染、重症化の予防対策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、妊婦は、感染症が重症化しやすく、日本産婦人科医会も妊娠後期の妊婦は感染予防に特に気を配る必要があると提言しており、町としても妊娠期における感染症予防が重要であると認識しています。

このため、以前から妊婦に対しては、感染症予防についての保健指導を行っており、またコロナ禍においては国の新型コロナウイルス感染症対策のチラシを使って、妊娠届出と妊娠8か月相談のときに感染症予防の具体的な方法や医療機関への連絡方法についてより丁寧な説明を行い、妊婦の不安解消に努めているところです。

今後とも、引き続き令和2年4月に開設された妊娠期から子育て期までのワンストップ相談窓口である松前町子育て世代包括支援センターで、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、妊婦の感染症予防を支援していきたいと考えています。

次に、産後鬱の問題についてお答えします。

議員御指摘のとおり、町としても、産後鬱が増加していることは承知しております。さらに、産後鬱は、児童虐待にもつながる問題であり、早急な対応が必要であると認識しています。

このため、松前町子育て世代包括支援センターでは、これまでも妊娠届出時の面談により妊婦の状態を把握し、産後鬱のリスクが高いと判断したときには出産までの間、電話相談や家庭訪問をして予防に努めているところです。また、産後約2か月後には、こんにちは赤ちゃん訪問で、産後鬱のリスクの高い母親を見つけるための質問を行うことにより産後の母親の状態を把握し、産後鬱の予防が必要な母親に対しては個別の支援を行っています。さらに、コロナ対策としては、新たに産後約1か月までの母親を対象に保健師が電話で乳児や母親の様子について聞き取りすることを始めました。その結果、産後鬱の兆候が見られたら、必要に応じ訪問の時期を早めたり、受診を勧めたり等の対策を取っています。

今後は、令和3年度から、産後鬱を含め産後の症状によって医療機関と連携して、県内で初めて無料でショートステイやデイサービス及び居宅訪問の支援を行う産後ケア事業を実施したいと考えています。

次に、自殺者増加の予防対策についてお答えします。

令和2年12月11日付け、愛媛新聞の記事によれば、全国的には自殺者数は今年、前年同月比で7月以降5か月連続の増加となり、また女性の自殺者の増加が顕著な傾向が続くと報道されています。しかし、愛媛県の自殺者数は、令和元年10月時点では197人、令和2年では178人であり、愛媛県ではコロナの影響はあまり受けていないと思われます。しかしながら、国内では、依然として自殺者が2万人を超えるという深刻な状況であることに加え、主要先進7か国の中で自殺死亡率が最も高くなっていることから自殺予防対策が必要だと認識しています。

このため、町では、平成30年3月に策定した松前町自殺対策推進計画に基づき、こころの健康相談をはじめ、各種団体へのこころの健康講座、よろず相談カフェ、電話、窓口相談等、身近なところで相談できる場を提供しています。また、ホームページ等で愛媛県が開設している自殺対策の相談窓口を周知しています。さらに、民生委員、児童委員や町職員等に対して、自殺の早期発見、早期対応ができるよう研修も行っています。

今後も、全国的に増加している状況を踏まえ、相談窓口の周知と相談体制の充実に努め、関係機関と連携を図りながら対策を強化していきます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それぞれについてお答えをいただきました。妊娠後期の感染、重症化の予防対策についてということで、松前町には病院っていうのはないんですけども、周辺のところの医療関係とか、そういったところと緊密な連携を取ってそういったことに対して対処しているということなんですけど、具体的に、私、聞き漏れたところがあるんですけど、こういったところと連携ができているのか、もしお答えできるようでしたらお願いしたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 早瀬子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（早瀬晴美） まず、感染予防の具体的な方法というのが、厚生労働省のチラシを使って、厚生労働省から出ているチラシにより、手洗い、うがい、消毒の徹底、マスクの着用などの説明、それに加えて人混みを避けたり、人との距離を取ったりするというのをまずは説明しております。受診に関しては、かかりつけ医にまず相談するような指導と、コロナが疑われるような発熱等の風邪症状であればまずかかりつけ医への電話連絡というのを県のほうが推進しておりますので、その案内をチラシを使って説明しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） きめ細かい、そういうような段階を踏まえた連携というか、予防対策、そういったものについて御説明いただきまして、これからまだまだ、コロナのことについては収束のほうの域には立っておりませんので、いろんな深刻な問題も出てくると思いますので、これらについてさらにきめ細かく対応していただけたらと思います。

それから、産後鬱のところ、やはり産後鬱の助長というか、そういった件でコロナ禍が非常に影響しているということが出ていたと思うんですが、私、コロナ禍のことで、その中に、先ほどいろいろと窓口はあるということで、赤ちゃん訪問だとかいろんなことをされてると思うんですが、こういうデータも出ております。父親の役割が非常にここに影響してきているんじゃないかという銀行のデータとか、あるいは研究の結果で、こういうような、今まで何となくやっている気になっていた育児や家事の分担を改めて見直す機会になったという父親からの声が上がっていたりとか、父親が男性も育休を取ったりとか、家族でどうやって子どもを育てるかという考えるきっかけにしてほしいというような研究者からのテーマも出ておりますので、もし相談とか、そういったところの窓口があったときに、以前でしたら生むときに父親が参加するようなこともあって、そういった産後に関しても、父親の出番がこういったところにも必要になってくるんじゃないかなという気もするので、そういった窓口でそういう父親の参加もできるような、そういったことも今後は考えていただけたらなというふうに私は思いました。その点についてもし管轄のところ、今後そういう相談のところ、何か考えてることはございますか。

○議長（加藤博徳） 早瀬子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（早瀬晴美） 子育て・健康課では、産後も様々な講座等を支援するために設けております。その中で、ファミリーとかという事業ですと、父親だけでなくおじいちゃん、おばあちゃんも気軽に参加できてコミュニケーションを広げるような事業等も募集しておりますので、そういうところにぜひ参加していただけるように今後も呼びかけたいと思っております。

あと、産後の赤ちゃん訪問のときに、松前町ではいろんな質問票で質問をしております。その中の一つに育児支援のチェックリストというのがございまして、そこで住居や育児サポート、夫や実母との関係など、育児環境の要因を評価するための質問票がございまして、その質問票で支援がより必要だと判断したような場合には町のほうからも積極的に支援、お声かけをするようにしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） いろいろな方策を考えてやっておられるようなので、さらにそれらを進めていただいて、松前町の安心して生み育てることのできるというスローガンに沿った政策ができるようにこれからも期待したいと思います。

それでは、地域資源の有効化策ということで、6次化の逸品で町のアピールをする商品への支援策はというほうに移っていきたいと思います。

先日、エミフルMASAKIで、県内の6次産業化商品をPRする愛媛ロクジカマルシエというものが開催されました。東中南予の6事業者が自慢の商品の販売をしていたのですが、残念ながらそのときは松前町内での6次化商品というものはなく、他市町の商品の紹介に会場を提供したという形になっておりました。ただ、その後、28、29日に同じ場所で松前町のロルトラーノっていう店の食品が出されていたと聞きまして、これが6次化商品っていうもので、松前町にないというわけではないということを知りました。

人口減少が深刻な過疎地では、活性化のための起爆剤として6次産業化支援に本気度が高いのかもしれませんが、本町の産業育成の一環としてももう少しこういったものにも力を入れて町のアピール化につなげてほしいものだなというふうに考えております。まだまだ発信力が弱いのではないかと感じました。はだか麦の産官学の協力事業で特産品のアピールとか、これはまた普及につながっているように思いますが、6次化についてはどうかというところであります。さらに、第1次の事業者が自身の生産物を加工し、流通や販売まで手がけ、経営の多角化の展開に発展させていく6次産業化の担い手発掘に行政側からの具体的な支援があればというふうにも考えております。それについて町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 6次産業化に対する支援についてお答えをいたします。

6次産業化とは、1次産業である農林漁業者自らが生産、加工、販売を実施するもので、愛媛県では東予、南予を中心に6次産業化の取組が盛んになっています。6次産業化に取り組むことで1次産品の付加価値が向上し、生産者の所得向上が期待できるため、町としても、必要に応じ、生産者に対して6次産業化の支援が必要であると認識していま

す。

このため、平成25年度に松前町漁業協同組合に対し、ハモの加工機購入の補助を行うほか、平成29年度から令和元年度にかけては農業生産法人に対し、甘草をお茶にするための各種機械購入の補助を行ってきました。しかしながら、6次産業化に取り組むためには設備投資に多額の費用がかかること、また松前町では6次産業化しなくても一定の収益が上がっていることや6次産業化に向いていない1次産品が多いことから、6次産業化に取り組もうとする人が少ないのが現状です。

今後、町としては、生産者に対し、6次産業化に要する補助制度の情報を提供するとともに、意欲のある生産者に対しては必要な支援を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） その1次産業の担い手は割と高齢者の方が多いという現実もあって、生産から加工、そして商品化という一連のそういったことには多額のそういった設備投資とか、非常にハードルが高いということは私も承知いたしております。

ただ、これから若い人たちが、結構都会のほうから、こういうコロナとかそういったことを契機に生活、視点を変えて、そして地方のほうに来られたり、そしてそのときに、若い人たちっていうのは、御存じのとおり、非常にITとかそういったものにたけておられて、そしていろんなことを考えていかれる。私のすぐ近くのところにも、コーヒー豆を大阪のほうから自分でその商品をすごく勧めたいということで、そういうものを販売するときにはいろんなアピールの仕方とか、雑誌を使ったりとか、SNSを使ったりとか、いろんな形でそれを広めていく方法、それから従来型のタイプとは全然違う、その方は女性なんですけど、非常に発想が柔軟で、そういうような方々で、それでお金のほうもクラウドファンディングを使うとか、行政だけに頼るわけじゃなくていろんなことをされてるということで、これからもこの分野については行政側もいろんなことをやっていく、そういう姿を見ながら逆に研究していただいて、こういうやり方があるな、こういう方法もあるなというふうにこちらもそういう部分で、そしたら何かまた新しい発想なりアイデアができるんじゃないかなというふうに私は思います。

ですから、6次化という枠だけではなくてちょっと広めてもらって、これがひいては6次化につながっていくのかなっていうところがあると思うんですが、担い手がこういうふうに変っていく、こういうコロナ禍によって全体的には非常に厳しい状況ではあるんですけど、また新しい展開もあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった点を踏まえて進めていただけたらなというふうに考えていますが、この私の考えについて何か御意見があれば、課長のほうからよかったらと思ってお聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 今、議員御指摘ございましたとおり、本町でも、町内で農業経営に意欲的に取組をされております若い農業者の方の意見や考えを、要望なんかを聞く若手農業者検討会議というものを立ち上げております。こうした会議の中で、生産者の方が実際にどのようなことを考えて、どのようなことをニーズとして持たれておるのかというあたりを今後も引き続きしっかりと踏まえながら、それを町の農業行政に生かしていくというふうなところで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そうですね。担い手の会議をされてるということもありましたから、そういったところからまたすばらしい意見やアイデアも出ると思っておりますので、大変期待をいたしております。

これで私の一般質問を終えたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者が交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前9時54分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（加藤博徳） それでは、再開をいたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党、影岡俊範。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、当町のデジタル化に対する姿勢についてお聞きいたします。

担当部署の設置やプロジェクトチーム編成の考えはあるのかということで、まず要旨としまして、2020年9月25日の報道で、菅総理大臣は、我が国のデジタル化を進めるためにはまず国と地方の行政のデジタル化を実現し、あらゆる手続が役所に行かなくても実現でき、必要な給付が迅速に行えるような社会を早急に実現する必要があると指摘し、その上で自治体ごとにシステムの仕様が異なっていることについて、住民が引っ越しをしても同じサービスを受けられるようにするため、統一と標準化が不可欠だと述べ、5年後の令和7年度末までの統合を目指し、工程表を作成するよう指示しました。また、マイナンバーカードについて、オンラインで確実に本人が確認できることがデジタル社会には不可欠だとして、令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速させる方針を示したとあります。

地方自治体は、デジタル化対応を強く求められることとなります。これに先立って、既

に経済財政運営と改革の基本方針2019、令和元年6月21日閣議決定の抜粋を申し上げます。

1、デジタル・ガバメントによる行政の効率化として、国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約、標準化、共同化し、原則オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す公共財となるように設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、またカスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に進める。デジタル・ガバメントの早期実現に向けてマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報については添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

2番目としまして、地方自治体のデジタル化の推進として、地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。地方自治体及び関係府省庁が連携してICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に内閣官房が中心となり、関係府省庁が連携して地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。地方の行政機関における先進技術のさらなる活用、地方公共団体における業務の更なる効率化、システムやAI、RPAなどのICTの共同利用のため、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AIの標準化やRPA導入補助を強力に推進し、遅くとも2020年代に各行政の分野において標準システムやAI、RPA等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化、ペーパーレス化を実現するとあります。

そこで、当町におけるデジタル化に対する姿勢と担当部署を設置するのか、プロジェクトチーム編成するのかをお尋ねいたします。

次に、人材の育成等について考えはあるのかということで、デジタル化に対応する人材としては内部人材を育成するのか、外部人材を登用するのか、官民連携か、あるいは官学連携か、人材の育成等について当町の考えをお尋ねいたします。

次に、先ほどにも出てきましたが、RPA導入についての進展はあったのかということで、令和元年12月定例会でRPA導入について一般質問をしましたが、その後の進展状況はどうなのかということをお尋ねいたします。

次に、マイナンバーカードのオンライン申請を促す取組について周知はどう対応するの

かということで、マイナンバーカードを普及させるため、まだ取得していない人を対象にQRコードがついた申請書を令和3年1月から3月にかけて順次発送し、オンラインでの申請を促す取組を行うとありますので、当町として町民に対する周知はどう対応するのかをお尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それではまず、地方行政のデジタル化に対する担当部署の設置やプロジェクトチームの編成についてお答えします。

国では、住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、全国自治体の行政システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進を図り、行政手続のオンライン化を行うなど、いわゆる地方行政のデジタル化の推進に取り組むこととしています。そのうち、行政システムの標準化については、住民基本台帳や地方税、介護保険など17の業務について令和7年度までに新システムに移行することとしています。本町においては、財政課統計電算係を中心として関係する各所属間で連携し、協議しながら進めていきます。それ以外の地方行政のデジタル化については、現在のところ具体的な業務内容、スケジュールや財源が見えていません。引き続き、情報収集に努め、国や県、他市町の動向を確認しながら適宜対応していきます。

したがって、現状においては、担当部署の設置やプロジェクトチームの編成については考えていません。

続いて、行政のデジタル化に係る人材育成等の考えについてお答えします。

職員に対する一般的なICT研修は、必要に応じて実施しているところですが、行政のデジタル化に当たってはより専門的な知識が必要となります。しかし、町においてそのような専門的知識を有する職員を専門職として採用することは、配属先が限られ、今後の人事異動が難しくなることから考えていません。

そこで、ICT関連の専門業者等の知識や経験を活用する必要があるため、国や県、他市町の動向を注視しながら、専門業者や専門家への顧問委託、必要に応じた個別の業務委託などについて研究し、対応していきたいと考えています。

次に、RPA導入についてお答えします。

昨年度の12月議会で、導入効果が見込めるのか慎重に調査研究を行いながら導入について検討したいと考えていますとお答えしたとおり、現在、調査研究を進めているところです。今年度は、愛媛県が主導する業務効率化検討会において、周辺市町と連携してRPAの活用を踏まえた業務効率化に向け、検討を進めています。具体的には、児童手当の現況届などのように、市町間で共通する事務の事務工程や事務に要している時間などを比較し、どうすれば事務処理をより効率的に行えるかを検討するとともに、事務工程のどの部

分にR P Aなどの最新のデジタル技術を導入すれば効果があるかを研究しているところです。

今後も、引き続き県及び周辺市町と連携して業務効率化に向けた検討を進め、効果が見込まれるデジタル技術については積極的に導入が図られるよう取り組みたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） マイナンバーカードのオンライン申請を促す取組の周知についてお答えいたします。

国は、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が令和3年3月から開始されることを踏まえ、この利活用場面の拡大の機会を捉え、マイナンバーカードの普及を効果的に進めるとともに、早期かつ円滑なマイナンバーカードの発行が可能なオンラインでの交付申請を進めていくため、令和2年12月から令和3年3月にかけて、75歳以上の方と一部の方を除き、マイナンバーカード未取得者に対してQRコード付きの交付申請書を再送付します。なお、75歳以上の方に対しては、後期高齢者医療の保険者である愛媛県後期高齢者医療広域連合から保険証の更新時に併せてこの交付申請書が再送付されます。マイナンバーカードは、行政効率化を目的とする行政のデジタル化のためには不可欠なものであり、国ではマイナンバーカードの利用拡大策として健康保険証としての利用のほか、運転免許証との一体化やカード機能のスマートフォン搭載等を進め、マイナンバーカードの普及促進を図っているところですので、ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得していただきますようお願いいたします。

町では、マイナンバーカードの取得促進のため、スマートフォンやタブレットをお持ちでない方やオンライン申請の方法が分からない方に対して、町民課窓口で役場の専用タブレットによりオンライン申請の手続支援を行っています。また、平日申請することが難しい方を対象に、毎月1回、土曜日の9時30分から16時まで臨時開庁し、毎月第3木曜日は開庁時間を2時間延長してオンライン申請の手続支援や申請の受付を行っています。なお、臨時開庁日には、町民課職員がエミフルMA S A K Iでもオンライン申請の手続支援と普及活動を行っています。

町民への周知としては、広報1月号及びホームページ並びにSNSに国からマイナンバーカードのQRコード付交付申請書が再送付されるお知らせとともに、先ほど申し上げた町の取組を引き続き行うことも掲載します。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございました。

それでは、再質問ということで、1つはデジタル化においての人材の育成の中で、外部人材を登用するのかという質問に関連してですが、こういうシステムというのを導入する上においてはやはり専門知識が必要だという部分がありますし、そういった意味で、国のほうではICT基盤の全国利用、共同利用について国が一定の役割を果たす意義というふうなところの中で地域情報化アドバイザー派遣制度というものがございます。先ほどの答弁にもありましたが、専門家に聞く必要があるだろうということではありますが、こういった国の制度もございますので、これを有効活用されてはどうかというふうに思います。地域情報化アドバイザー派遣制度においては、国が自治体におけるICT人材不足の対応策として、ICTの先進自治体の職員など、ICTやデータ活用を通じた地域課題の解決に精通した専門家に地域情報化アドバイザーを委嘱し、自治体の求めに応じて派遣しているということがあります。そのあたりも十分活用していただいて、外部人材というか、そういう活用の意味でこのあたりを活用していただけたらと思います。

RPAとも関連するんですが、こういう新しいシステムを導入する場合は、まずはシステムを入れるというよりも今現在やっている業務内容を精査して、そして横展開、横の部署、そのあたりの連携をもって俯瞰的にそれらを調整するというか、統合していく能力が必要であります。そういった形で標準化を、国から求められる標準化の前に庁舎内の標準化ということを進めていく必要があるかと思えます。そういった意味では、こういった制度を利用して、経験のある先進自治体の職員を活用するとかということも十分図って、その上で、国の標準化とのすり合わせをやっていくという段取りをここ1年、2年かけてでもいいですので、松前町の庁舎内の業務改善を図っていただきたいというふうに思います。

それと、マイナンバー制度については、町としても推進していくということで前向きの答弁をいただきましたので、ぜひとも町民に呼びかけて、町民も協力していくという形にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 活用についての再答弁は要りませんか。

（5番影岡俊範議員「総務部長、答弁がございましたら」の声あり）

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 先ほども申し上げましたが、行政のデジタル化の第一歩というか、入り口というところにはなるんですけれども、全国の自治体の行政システム標準化というのが令和7年度までということで、その中の共通するような17の業務については令和7年度までに移行するというので、同じようなシステムで全国やっというふうなことになっておりますので、これについてはもう取り組んでおります。

先ほども言いましたが、庁内の業務については、愛媛県が主導となって、行政の事務については業務効率化検討会というところでRPAを踏まえた業務の効率化について検討を進めています。これに参加をしておりますので、その中でもいろいろ業務についての効率化を図っていきたいと思います。議員がおっしゃられたように、アドバイザーシステムについても、それも踏まえまして専門家についても検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ぜひ積極的に先、先、言われてからやるのではなくて先手先手でこのデジタル化についても進めていっていただきたいというふうに思います。

では2問目、質問させていただきます。

学校のICT環境整備のための地方財政措置についてお聞きいたします。

統合型校務支援システムについては、平成30年12月定例会で一般質問させていただき、令和元年12月定例会では文教厚生常任委員長から視察研修報告があり、引き続き曾我部議員より一般質問がなされました。教育経験者の知見を持った議員の緻密な質問に対し、教育委員会からは丁寧な応答がなされたと認識しておりますので、今回は地方財政措置に関して財政部局に見解をお尋ねいたします。

平成31年2月15日付けの「教育の情報化の現状と今後の方向性」と題した文科省の文書の中で、環境整備における課題として、地方自治体によってはICT活用の有効性、必要性に対する認識に差がある、各地方自治体の意識の差により学校のICT環境整備に格差が生じている、また教育委員会の職員の専門性、ノウハウ、行政、ICTの両面が不足している、単年度1,805億円の地方財政措置を有効に活用できていないとの指摘がされております。

そこで、当町ではこの地方財政措置についてどのように認識しているか、財政部局の見解を問います。

次に、地方財政措置を活用し、統合型校務支援システムの早期導入を実施する考えはないかということで、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）で、目標としている水準と財政措置額に統合型校務支援システムは100%整備すると記述されており、標準的な1校当たりの財政措置額も記述されております。

当町は、この地方財政措置を活用し、統合型校務支援システムの早期導入を実施する考えはないのでしょうか。

以上であります。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 学校のICT環境整備のための地方財政措置についてお答えい

たします。

国が学校のICT環境整備について地方財政措置を講じているというのは、地方交付税の算定に当たって学校のICT環境整備に係る費用を基準財政需要額に算入しているということです。

基準財政需要額とは、財源調整のために国から交付される地方交付税の算定に当たって、地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費について国の定める基準により算出される額のことです。基準財政需要額に対して税収等が不足する場合、その不足額を基準に国から地方交付税が交付されます。したがって、学校のICT環境整備に係る費用の地方財政措置によって、その費用については地方交付税に含まれることになります。しかし、交付された地方交付税は、一般財源として町が自由に使うことができるもので、地方交付税の算定に当たり、基準財政需要額として算入されている費用であっても必ずそれに充てなければならないというものではありません。

予算編成に当たっては、各部局が施策の優先順位を判断し、予算要求を行い、財政部局がこれを査定して予算を編成します。学校のICT環境整備について地方財政措置が講じられていることは承知していますが、統合型校務支援システムの導入に係る費用については、教育委員会から今まで予算要求を受けたことはありません。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 統合型校務支援システムの導入についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）では、統合型校務支援システムを2022年度までに100%整備することを目標としています。

国がその整備費用の財源として地方交付税による財政措置を講じていることは承知をしていますが、松前町教育委員会では、ここ数年、ICT環境の整備については小・中学校の教育用パソコンの更新、今年度の教職員グループウェアやGIGAスクールの導入、また昨年度の空調設備の設置や松前中学校改築などの予算確保を優先したため、統合型校務支援システムの導入に係る費用については予算要求を行っていませんでした。

統合型校務支援システムについては、平成30年12月議会で影岡議員に、令和元年12月議会で曾我部議員にそれぞれお答えしたとおり、教育委員会としては学校での業務改善については統合型校務支援システムの導入が必要不可欠と考えており、他の教育事業予算の必要性を考慮しながら2022年度までに導入できるよう予算要求をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 当然御承知だと思いますが、愛媛県20市町の中でゼロ%というのは、今残っているのは松前町と上島町（12月21日月曜日本会議3日目「伊方町」に訂正）だったと思います。以前には新居浜市が上がって、砥部町も上がってたんですが、新居浜市は令和元年度にもう実施したというふうになっております。これは確認しております、四国中央市も同時期に導入しております。伊予市も導入しております。

予算の関係があるということですと御答弁がありますが、四国中央市はその計上をどうしてるんかと確認いたしましたら、単年度では900万円ぐらい、トータルで4,000万円ぐらいかかるようですので、900万円ですと1,000万円弱、分割で5年間計上していくというやり方。それはなぜかというのと、どういうやり方をするか、長期契約でやれば、一挙に4,000万円、5,000万円を計上することができないので、長期契約することによって1,000万円ずつという形で着手しているということでもあります。伊予市は、リースにして分割払いしてるということでもあります。ですから、そういった意味で、いずれはやらないかん必要なシステムでありますので、財政的な問題はあるとしてもそういった形で、分割計上とかということでは何とかやりくりして着手していただけないかということで、私のほうをお願いするものではありませんが、そういったことで非常に大切な私はシステムだと思います。

愛媛県では18市町がやってるのに、その中でやってない2つの中に入っていると。これは、教育の町として恥ずかしいとかということではなくて、先生方の働き方改革を進めることによって児童に対する教育の質の向上を図るという意味合いで、そういった意味合いでぜひとも早急に計上していただいて、着手していただきたいというふうに思います。一番進んでる西条市ですか、このあたりの事例を見てもお分かりだと思いますが、先生方の時間を縮減して、そして児童の成績というか、それが上がってるというデータが出ております。ぜひとも早急に松前町にも導入していただきたい、それを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

以上であります。終わります。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁は要りませんか。

（5番影岡俊範議員「ありましたら。ございますか」の声あり）

財政課長か住田学校教育課長、何か答弁としてありますか。

住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 今、議員から御指摘があったように、統合型校務支援システムについて導入できていない市町が数少ないということは、我々も承知をしております。先ほどの答弁にも重なりますが、できるだけ早期に教育委員会としては導入したいと考えておりまして、要求を行っていきたいと思います。契約についてもお話がありました

が、今後検討して、できる限り負担の少ないやり方で導入を目指していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

(5番影岡俊範議員「どうぞよろしく願いいたします。以上でございます」の声あり)

○議長(加藤博徳) 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代を行いますので、10時45分まで休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

3番渡部恵美議員。

○3番(渡部恵美議員) マイナンバーカードの普及について3点お伺いする予定でしたが、1つ目のマイナポイント事業終了の周知についての質問は、先日、国から事業の延長が発表されたため、取りやめます。

2つ目の質問に移ります。

マイナンバーカードは、行政サービスを行う上で必要不可欠になってきました。今年9月からはマイナポイント事業が始まり、役場でも職員の説明を聞きながら手続をされる方を多く見かけるようになりました。郵送申請とパソコンやスマートフォンからのオンライン申請が可能となり、松前町の交付率は、平成30年度末で11%でしたが、今年11月15日現在23.5%と伸びてきました。マイナンバーカードを使い、コンビニで住民票などの各種証明書を受け取ることもできます。このような中、先月、システム障害により、コンビニ交付サービスが一時停止となる事案が起きました。このとき、多くの方がセキュリティの不安を抱いたのではないのでしょうか。

そこで、このようなことが起こらないようにするために、費用対効果も含め、セキュリティ対策の専門職を配置できないものかお伺いいたします。

3つ目の質問です。

マイナンバーカードは、本人確認の際の身分証明書にもなります。来年3月からは、健康保険証として使える予定です。

現在、松前町内を走るひまわりバスの利用者で、65歳以上の方は身分証明書の提示で無料になるため、健康保険証を提示される方が一番多くなっています。健康保険証と一体化したマイナンバーカードの提示となれば、紛失の心配があるので、カードの申請をためらっているとの声を聞くようになりました。

そこで、マイナンバーカードの交付と併せて65歳以上の方にはバス乗車専用のパスポートなどを発行すればカード発行の推進に結びつくのではないかと思います。そのような

お考えはありませんか。高齢者の普及に向けての具体的な取組について伺います。

マイナンバーカード普及についての質問は以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、マイナンバーカードの普及について、まず第1点目をお答えします。

コンビニ交付サービスのセキュリティ対策についてお答えをいたします。

11月に発生をしたコンビニ交付サービスのシステム障害の原因は、委託業者の過失による通信障害であり、システムのセキュリティ不備に起因するものではございません。コンビニ交付サービスは、通信上の対策、システム上の対策、証明書交付に際しての保護対策が施されており、セキュリティ対策は万全でございます。

通信上の対策としましては、松前町とコンビニのマルチコピー機を中継する証明書交付センター間は行政専用回線で結ばれています。また、コンビニのマルチコピー機と証明書交付センター間は、コンビニの事業者専用の通信回線を使い、データを暗号化するなど、十分な個人情報漏えい防止対策が施されております。

次に、システム上の対策としましては、松前町から証明書交付センターへ送信される証明書のデータは加工ができない画像データを暗号化して送信しております。また、証明書交付センターやコンビニのマルチコピー機では、証明書のデータを保持しない仕組みとなっており、発行後はマルチコピー機からデータが自動的に消去され、証明書データを記録することはできませんので、データ漏えい対策は十分に確保されております。

次に、証明書交付に際しての保護対策としましては、発行された証明書には改ざん防止、偽造防止のための処理が施され、発行後はマルチコピー機の画面や音声により取り忘れ防止対策が施されております。

以上のようなことから、コンビニ交付サービスは二重、三重のセキュリティ対策が施されていることから、町ではセキュリティ対策専門員を配置する必要はないと考えております。

次に、高齢者のマイナンバーカード普及に向けての取組についてお答えをいたします。

マイナンバーカードの取得促進については、影岡議員に答弁したとおり、様々な申請の手続支援と普及活動を行っておりますが、高齢者へのマイナンバーカード普及促進につきましては、昨年度2月下旬から3月上旬にかけて、地域の公民館や集会所で実施する所得申告出張相談時に職員が出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けていました。今年度も、同様に所得申告出張相談時に申請の受付を行います。また、町が行う総合健診時に申請の受付を行うことも計画をしております。

なお、マイナンバーカード普及促進対策としてひまわりバス専用パスポートの発行の御

提案がありましたが、65歳以上のひまわりバス利用者の年齢及び住所確認については、マイナンバーカードに代わる身分証明書として、国民健康保険証、介護保険証、運転経歴証明書等、氏名、住所、生年月日の分かるものを提示していただくことで支障は生じていないため、ひまわりバス専用パスポートの発行の考えはございません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 先ほど言われた国民健康保険証とか運転免許証の履歴の証明書ってというのは、マイナンバーカードを発行されたときに返さなくてもいいんですか。通知カードは返すじゃないですか。返さなくてもいいんですね。何かその質問を受けたことがあったので、お答え願います。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 今現在、まだ健康保険証のほうについてはマイナンバーカードのほうに付与されてございません。今の現状としてそのあたりまだ把握はしておりませんので、でき次第、またどういう対応ができるかとか事を考えながら、今あとそれ以外で、国民健康保険証以外でも証明書として使える証明がありますので、それらを使っただけでバスに乗っていただければということで今現状としては考えておりますので、そのあたりまたマイナンバーカードのほうに付与されるまでには研究はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 承知しました。

実は、私も今回スマホでオンライン申請を行いました。1か月後、交付準備ができましたという通知が届いたので、役場1階の住民係の方に教えていただきながらマイナンバーカードを作りました。あわせて、電子決済カードに5,000ポイントをつける方法も丁寧に教えていただきました。密を避けるために予約制の業務の延長をされているっていうのは本当に心丈夫です。住民の皆様にも、お得なマイナポイント事業の期間中にマイナンバーカードを作っただけでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

まさき農業サポーター人材バンク登録制度についてお伺いいたします。

この制度は、農繁期の人手の確保が難しい農家にとって画期的な登録制度です。例えば、葉物野菜などは、集荷量と作業量を調整するために、豆まき、それから苗の移植の時期を一、二週間空けて行います。ところが、今年のように暖かい日が続くと、一気に成長し、収穫が短時間に集中し、出荷作業が間に合わなくなることもあります。農業の常時雇用は難しく、繁忙期の農家を支えていくためにも、まさき農業サポーター人材バンク登録

制度による求人の募集は本当に助かります。何よりも、作物を育てる楽しさや農業への理解を皆さんに深めていただくための事業としても、農業振興のためにも多くの方に利用していただきたい制度です。広報まさき8月号に利用者の方々の様子や感想が紹介され、ホームページでも随時募集の告知がされています。

発足してから間もないところではありますが、農業サポーター人材バンク登録制度の現状と今後の課題についてお伺いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） まさき農業サポーター人材バンク登録制度の現状と課題についてお答えします。

農業サポーター人材バンク登録制度は、農繁期の人手不足を解消するために町が平成30年度に創設した、求人農業者とサポーターをマッチングする制度です。11月末現在の登録者は、求人農業者10名、サポーター16名で、今のところマッチング実績は2件のみであるため人手不足の解消には至っていません。その原因は、求人農業者とサポーターの登録者数が十分でないため、求人農業者のニーズに対してサポーターが対応できなかつたり、サポーターが活動できる時期に求人ニーズがなかつたりする等のミスマッチが発生しているためであると認識しているところです。

このため、今後は、新規の求人情報をサポーターにいち早く通知することでマッチングするきっかけづくりを提供していきたいと考えています。また、8月の広報まさきで、登録制度と求人農業者の紹介記事が功を奏し、新たにマッチング実績が得られたため、現在行っている登録制度の周知に併せて求人農業者の魅力を伝えていきたいと考えています。

今後とも、農業サポーター人材バンク登録制度を活用して農繁期の人手不足の解消に努めてまいりたいと考えています。また、非農業者がサポーターとして農業に従事することで農業経営に興味を覚え、農業の担い手や後継者の創出につながるよう期待しています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。

それで、多分ホームページを見られる方は分かるんですが、そうでない方の周知の方法、それから農業に携わっている人、それから農業をお手伝いした人っていうそれぞれの感想がダイレクトに紹介されたら、こういう働き方があるんだとか、この時期は手伝いに行ってみようかっていうことにもつながると思うので、何か周知する方法があればお伺いしたいのですが。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 今後、様々な機会を捉えて制度の周知を図ってまいりたいと思

います。現在、サポーターの方々から登録時にはメールアドレスを教えてくださいましたので、新規の求人情報等がございましたら、そのときには速やかにサポーターの方にメールを送りまして情報提供を行い、マッチング率の向上に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 今の世の中、農業者の高齢化、それから担い手不足の問題に加え、今年はコロナ禍における消費の低迷により、農作物の暴落、それから農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。農家の方はもちろん、農業に興味のある方、それからお手伝いしてみたいと思われる方には御登録いただき、このまさき農業サポーター人材バンク登録制度を成功させ、松前町の農業を盛り上げてほしいものです。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

ここで質問席を整備いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 11番村井慶太郎、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

9月議会でも同じ質問をさせていただいたんですが、一部なかなか納得いかんところがあるもので、もう一回させていただきます。

今回はこの1点に絞って、有料ごみ袋について。

9月議会に質問させてもらうときに、総トン数がまだまだ減ってないんじゃないかというようなことで答弁をいただきまして、一般廃棄物処理基本計画、これは平成23年度に松前町ではできとんですけど、そのときの目標値、そして現在の目標値というのを今回お聞きして、ごみ袋の有料化に対して掘って聞きたいなと思うんで、質問させていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 家庭ごみ排出量の現状についてお答えします。

令和元年度の家庭系ごみの総排出量の実績は7,354トンで、人口が3万710人であるため、町民1人1日当たりにすると656グラムです。松前町一般廃棄物処理基本計画では、計画最終年度の令和7年度において、家庭系ごみの総排出量を7,664トン、人口を3万2,800人と推計して町民1人1日当たりの排出量を640グラムとする目標を設定していま

す。以上のとおり、令和元年度の町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和7年度の目標値に達していません。

今後も、引き続き目標達成に向けてごみの減量に取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

これは、私、9月に質問させてもろうたのは、平成30年12月議会の予算決算常任委員会の中で、僕、聞いたと思うんやけど、ごみ袋をただにできんのか、ただがいかなのやったら半分ぐらいにしてほしいと。ほいで、よその自治体と比べてくれということで質問させてもろうたときに、課長がこのときに、今総トン数と、1人当たり656グラムですか、令和元年度で。ほいで、この平成30年のときに、平成18年度からごみ袋の有料化が始まったんですけど、平成17年度は915グラム、1人当たりが。ほいで、平成29年度は629グラム。ほいで、1人あと卵一個分の重さですよと、あと50グラムで目標値に達するんやと、1人あと卵一個分、ごみを出さんかったら目標値に達するんやと。ほいで、この目標値を達成した際は指定袋の有料化について再度検討したいと思うと、こういうふうな答弁をもうてですね、僕はそのときに、あと50グラムやったらもうちょいやなど、ほいで町民の方も減量化に対して努力したらごみ袋の有料化がなくなるんやというような意識づけをしてもらうとごみの減量にもっと町民として意識が向くんかなと思うて9月に質問させてもろうたんですが、ほな9月には総トン数ばかり言うてですね、僕がそのときに、1人当たりの平均値を言うてくれと、目標値を言うてくれというのに、1人当たりの目標はないんやと、総トン数でやっとなやというような答弁やったんで、今回2回目の質問をさせてもらいよるんですけど。

もともと、平成23年度に設定したんは1人が1日640グラムやと。今、令和元年度は656グラムですよ。あと十何グラムやということで、僕がその当時、有料化になってごみ袋に金が要りだしたと。でも、目標値にもうほぼほぼ近いんで、僕が一般質問をさせてもらうんは、議会報とかそんなんでも町民意識を高めるためにこれを言わせてもろうて、あと16グラム減ったら、極端に言うたらごみ袋が半額になりますよとか、そういうようなことやったらみんなが意識づけして、ほんならみんな頑張ろうっちゅうことで減量化も進んでいくと思うんです。ほいで、この委員会の中で、まだまだごみの減量化への取組を進めるなど、地域、学校、講習会、広報、ホームページ、情報誌などでごみの減量、分別について啓発していきたいと、これは平成30年に課長が言われとんやけど、そういうふうなことが今まであったんかどうか。それと、今大きい袋が40円なんやけど、それが何ぼになるかは分からんのやけど、皆さん頑張ったらこうなりますよっていうようなことを町民に対

して言ってもらえると町民もほんなら減量に協力しようということで、その当時より大分減ってるんやけど、三十何%ぐらい減っとんか、それがより一層深まるんかなと思うて質問をさせてもらいよるんです。この啓発活動なんかはどういうふうになっとるんですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） ごみ減量についての啓発活動ですけど、地域でのサロンのほうに出張してごみの減量、分別についてのお話をさせていただいたり、子ども環境学園、今年はコロナの関係でまだ開催はしておりませんが、子ども環境学園のほうで小さなときからごみの減量、分別を考えてもらって、家庭でも広げてもらうような取組もしております。あと、ホームページでも減量、分別についてを載せるようにしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 平成23年、起案のときに、起案したら、どういうふうにしたらどうなる、目標値も設定してもらって、こんなことを言うたらあれだけど、起承転結、この「結」の部分に希望を持たすような「結」があると町民の意識づけがもっと強いんかなと思うんで、こういうふうなことを言わせてもらいよるんですが。

それと、話が変わるんやけど、この間、合同町政懇談会があったときにこのごみのことも町長がおっしゃってましたんやけど、この基本的な考えは僕と全く同じ。だから、これは話がずれて、答弁は要らんやけど、やっぱりこういうのは、ごみは税金で補うべきで、町民の負担で補うというのは僕は違うかなと。ほいで、今、先般も質問したときに2,000万円ぐらいの利益が上がったんやということで、町長は手数料が要るよということで、手数料も要ると思うんやけど、この委員会では利益が出てますよと。この収入は一般会計に繰り入れることにしていますというようなことで、手数料じゃないですよ、収入が上がってますよということを公然と言うと。こういうようなことは、私が思うんは、仮に、この間言うたんは1,500万円ぐらいの経費じゃというて利益が2,000万円ぐらい上がったんやということになると、目標値達成したときには半額ぐらいにしろと。別に経費は十分出るんで、利益が出ただけのことで。利益は町民に強要するものではないと思うんやけど、そこらも考えていただいて。

あと16グラムですか、目標値に対して。1人当たり1日16グラム減量したら目標値に達するんやという、目標を達したらこうしますよという町民に希望を持ってもらうような、それと努力してよかったなということを皆さんにお伝えしてもらったら減量もでき、ますます減っていくんかなとここで、もうあまりは言いませんが、これで質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで質問席を整備しますので、その場でお待ちください。暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 眼鏡が曇るんで、マスクを下げさせてもらいます。いいですか。

○議長（加藤博徳） はい。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、人材育成についてお尋ねします。

まず要旨1、町長の人材育成方針の基本的なお考えについてお尋ねします。

9月議会で岡本町長に松前町の人材育成方針についてお尋ねしましたら、岡本町長からはありませんと答えられました。代わりに総務部長からいろいろ基本的なことはお聞きしました。しかし、岡本町長が2期目になり、職員に対して日々どのような思いで指導されているのか、根幹のところをお聞かせください。

要旨2、具体的にはどのようにされるのかお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 人材育成についてお答えをいたします。

本町の人材育成方針につきましては、前回の第3回定例会で総務部長が答弁したとおりであります。前回の議会で私がありませんとお答えをいたしましたのは、本町の人材育成方針について総務部長が行った答弁以外に付け加えることはないという趣旨でそのように答えさせていただきました。

今回、町長としての職員に対する指導についてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

職員への指導につきましては、特に3つの意識改革に重点を置いています。

まず1つ目は、主役は町民であることということです。常に町民目線で考えることを徹底して求めています。次に2つ目として、政策立案の主体は職員であるということです。各所属で十分に協議を行い、より効果的な政策を立案する集団となるよう指導しています。最後に3つ目といたしましては、コスト意識を持つということです。町民の皆さんからお預かりをした税金を使っている意識を持ち、徹底的に無駄を省くことを意識づけています。

そのほか、3つのS、Sを頭文字とした言葉ですけども、3つのSに重点を置いて仕事

をするよう求めています。

最初のSは、センス。アンテナの感度を上げて、町民が何を求めているのか、何を考えているのかを的確に捉え、対応策を考えること。それと、社会の動きに対し、行政としてどのように対応すべきかを的確に判断すること、こういったことに努めるよう求めています。2つ目のSは、スピード。素早く処理を行うことでその効果は大きく異なります。タイミングを逃さないことを心がけるよう求めています。最後の3つ目のSは、ソフト。町民目線で丁寧な対応を心がけるようお願いしています。

以上のようなことを、町長に就任して以来、年度初めの辞令交付式や新採職員研修などの機会を捉えて、町長訓示として繰り返し職員に周知徹底を図っているところであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） どうしてそれを前の質問のときに答えてくれなかったんですか。

それと、町政懇談会の中で、町長は職員の不祥事についてぼやいていましたね。あれはどうしてですか、いうたら。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 前回、ありませんとお答えしたのは、先ほど申し上げたとおりであります。

2つ目が聞き取れなかったんですが、町政懇談会に、何とおっしゃられましたか。

（2番西村元一議員「職員の不祥事にぼやいていましたね。あれはどうしてですか」の声あり）

不祥事についてぼやいたわけではありませんで、不祥事を行ったことをおわび申し上げたと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） トップが人材育成を本当にしてないからそういう不祥事が起きるんじゃないですか。もうちょっと人材育成というのはトップがするもんじゃないのかなと思うんです。部長に任せっきりで何にもせんのはおかしいんじゃないですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 指導が足りないがゆえに職員の不祥事が起こったことにつきましては、改めて深くおわびを申し上げます。ただ、日頃から、先ほど申し上げましたように、職員に対しては先ほど申し上げたような指導を行っているところでありまして、部長に任せっきりにしてるということは、そうは思っておりません。自分自身で様々な機会を捉え

て職員を指導しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、上からも指導を、それを命令的にせなったら、下の部長さんに任せっきりではいかんと思います。気をつけてください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何回も言いますが、部長に任せっきりではありません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほうですか。それはそれでええです。

次の質問に移ります。

企業団地についてお尋ねします。

要旨1、平成20年頃と思うんですが、活性化を目指し、松前町に工業誘致のため、前の白石町長が取り組んだ南黒田の工業団地の開発は、その後、停滞しております。お金も相当無駄になっています。今後も地域住民の意向を考えると難しい事業となると思いますが、南黒田の工業団地の今後の取組は。

第2としまして、事業の実施か中止かはっきりしないと経費がかかるだけなので、財政難のときです、方針を決める時期に来ていると思うが、どのようにお考えですか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、南黒田工業団地の今後の取組と方針についてお答えします。

南黒田工業団地の整備計画地は、地勢的に二級河川大谷川と伊予市下三谷工業団地に挟まれた土地となっており、市街化調整区域の農用地区域となっています。また、この計画地は、国営道前道後用水土地改良事業の2期事業の受益地となっていることから、農用地区域からの除外や農地転用が厳しく制限されております。

農用地区域からの除外は、国営事業の2期事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年、令和4年3月31日まではできないとの認識の下、これまでの取組として、昨年度までは隣接する鳥ノ木北団地住民の方々へ戸別訪問を行い、理解を得るよう事業計画の説明を行ってきました。また、今年8月には、計画地の地権者及び大字役員へ事業計画に関する説明会を開催し、地権者からは引き続き事業を進めてほしいとの意見をいただいたところです。しかし、10月に国、県から国営道前道後用水土地改良事業の3期事業の概要について説明があり、この中で、事業計画が確定した時点から原則、農用地区域からの除外ができないとの説明があったところです。

以上のことから、農用地区域からの除外や農地転用については条件が一層厳しくなりま

したが、計画地については地勢的に工業団地としての土地利用が適していると考えており、引き続き関係機関とも協議を重ね、事業の実現性について検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 聞いたところ、あっこは霞が丘になつると聞いて聞いたんですが、それでもできるんですか。

○議長（加藤博徳） もう一度。何、霞……

（2番西村元一議員「が丘」の声あり）

霞が丘というのは……

（2番西村元一議員「霞堤かな」の声あり）

霞堤。

（2番西村元一議員「要するに、水をためるとこの、あっこはところというて聞いたんですが、洪水が起きたときの。ほやけん、事業はできんのやないんかなということをしらっと聞いたんですが」の声あり）

はい。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 南黒田の工業団地につきましては、現在、田んぼということで、自然的に雨が降ればそこへ水がたまるというような状態になっております。工業団地にしますと、造成しますので、おっしゃったように水がたまる場所がなくなるということで、今回の計画につきましてはそれに代わるものとして調整池を計画しておるということで、水に対しては安全な、水をためるような施設を造る計画でございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 水をためるとこやのに水を、地上げしたらいけるんですか。どんなんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 現在田んぼですから、そこを造成するときその分だけ水がたまる場所がなくなるということで、それに代わるものとして新しく調整池を設けて、水がたまる場所を造るということで計画をしております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。要するに、事業は進むということやね。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） 先ほど答弁しましたとおり、地勢的にも工業団地として適正であると町は認識しておりますので、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほいでも、私もその団地の役員というか、理事か知らんけど、なっとんですが、1回会議しただけで、それ以降、何の報告もないのにどうしてその事業が進みようんかというのが、全然前が見えんのですよ。私ら、ばかでも理事になっとんですが、何の、それ以降の進展がないんです。経費がかかるだけでしょう。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 現在まで、南黒田工業団地につきましては測量設計を行っておりますが、これについては松前町土地開発公社の事業で行っております。現在につきましては、職員のほう、まちづくり課の職員と産業課の職員がおりますので、そちらのほうで農政問題、あと土地計画の問題につきまして県とも協議を図っているということと、住民の方に御説明をしているということで、特に予算計上はしておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） まちづくり課や産業課の問題じゃないでしょう。副町長がトップの会議になっとるはずなんです。私もその中の役員になっとんやけど、その会議を1回しただけで何の進展もないということは、ノーかイエスかというのをはっきりしてくださいということを言よるんですよ。ほいでも、私らもその中の一員の理事なら、何回か会議をして、こうこうで、こういうことで進めよりますということを伝えてくれんからこういう問題を言うんでしょう。今になってああやこうや言うたところでおかしいんじゃないんですかというんです。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議員が入られとるとこは土地開発公社の理事会やと思います。理事になられとると思うんですけど、この土地開発公社につきましては用地の先行買収をする公社となるんですけども、事業については各担当から上がってきたもんを承認するか、それから精査するような理事会となっておりますので、これについては年間決算とか予算とかについての承認の場ということになっております。答えになりませんが。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そういうことは、私らはもうのけものですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 西村議員さんが言われたとおり、土地開発公社の理事会を年2回しております。その中で、理事会のときに、南黒田の工業団地の経過説明についてはこちらのほうが説明したり、委員さんの中からも南黒田工業団地についてどういうふうな今の状況かというような質問がありますので、その都度全部答えてきたつもりでございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

次の質問に移ります。

3番目として、財政改善策についてお尋ねします。

要旨1、企業誘致についてお尋ねします。

財政改善は、収入を増やし、支出を減らすことであろうと思いますが、現状の中では高齢者人口の増加とともに、福祉費などの増加がますます財政を圧迫すると思います。他の支出も、中学校の建設費、火葬場の建て替え、三秋のごみ焼き場の老朽化のための建て替え、西古泉に建設予定の水源地、町内の公共建物の維持管理費等、ますます費用がかさむのは必至と考えます。解決策は増収の増加だと思えます。各個人の税金は簡単に上げられませんが、他の収入増をしなければならないと思います。そこで、考えつくのは事業税収の増加だと思えます。そのためにも、松前町内の企業の活性化による増収と、企業を誘致して事業税の増収を図る必要があると思えます。

そこで、松前町としてその企業誘致と方向性についてお考えをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 続いて2項め、要旨の2。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 要旨2、I R施設などの誘致について具体的にお尋ねします。

増収アップのためには今までにない方法、方策が必要と考えますが、中でも、他の市町村でも検討しているI R施設や場外売場の設置があれば松前町は増収になると思えますが、お考えは。

要旨3としまして、ホテルなどの誘致についてお尋ねします。

松前町には、近隣にはないホッケー場があります。ホッケーのまち松前町で売り出す中、来年2月には全日本選手の合宿が行われると聞いております。しかし、せっかく合宿者が来たり、町内施設利用後、町内に宿泊できる宿泊施設が全くありません。宿泊施設の必要性があると思うが、誘致の考えは。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、財政改善策についてのうち、企業誘致の計画と方向性についてお答えします。

町の企業誘致の計画については、先ほど答弁したとおり、南黒田工業団地の整備に伴う企業誘致を考えています。このほか、サテライトオフィスの誘致についても検討を進めているところです。

現在、働き方改革が様々な企業で取り組まれている中、多くの企業がテレワークの実施や、都市部に本社を持つ企業が地方の遠隔地に事務所を構えるサテライトオフィスの開設

を進めております。サテライトオフィスの立地には、移住者の増加や雇用機会の創出などの効果が期待され、町としてもその誘致に取り組む必要があると考えています。

現在のところ、サテライトオフィスの開設に対する町の支援策はありませんが、今後は南黒田工業団地の整備や北黒田臨海部の土地利用の検討を進めるとともに、サテライトオフィスの誘致に関する研究も行ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） I R施設等の導入についてお答えをいたします。

I R施設は、カジノを含む統合型リゾート施設のことであり、平成28年12月に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、通称I R推進法が成立し、誘致することが可能になりました。誘致するためには、法律に基づき国へ申請し、認定を受ける必要があります。また、公営競技の場外売場は、競馬、競輪、競艇、オートレースの4種類について、それぞれの法律に基づき国へ申請し、指定を受けた全国の市町村で場外売場が設置されています。

これらの公営ギャンブルを行う施設については、地方行政における財源確保の一助となってきたことは事実ですが、一方で治安の悪化や青少年への悪影響、近年ではギャンブル依存症への懸念など、払拭し切れない問題を抱えていることも事実です。教育の町を宣言している松前町においては、これらのギャンブルに関する施設を誘致、設置する考えはありません。

次に、ホテル等の誘致についてお答えします。

現在、松前町に宿泊施設はありません。宿泊施設があれば、地域の活性化や雇用の促進が図られるとともに、ホッケー場を利用する方の宿泊が見込まれるほか、エミフルを訪れる外国の方の宿泊など、インバウンド需要への増加にもつながるのではないかと思います。また、災害時には緊急の避難所としての使用にも御協力いただければ、松前町の防災・減災対策の充実を図ることもできます。

今後、松前町が自ら建設することは考えていませんが、機会を捉えて誘致に努めたいと考えています。ただ、松前町は宿泊施設が多数ある松山市に近接していることから、松前町でのホテル経営は非常に厳しいと考えられ、ホテル事業者の進出は可能性が低いと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 協議のほうはできませんということで、ホテルのほうは、あの伊予市にも今ホテルが、何にもないところにホテルが建ちよんですが、大方できとんかね、あれ。9割ぐらいできとんと思うんですが、それが何で松前町はホテル、もしホテルを建

てたいという企業があったら松前町は賛成してくれるんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 松前町にホテルを建てていただく事業者が現れましたら、歓迎をしたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ありがとうございます。

4番目の補助金についてお尋ねします。

まず初めに、要旨1、補助金を削減すると聞いておりますが、今後どのような方で、どの分野で、今よりどのぐらい削減する予定かお聞かせください。

要旨2、町民への影響についてお尋ねします。

補助金は、それぞれの地域や企業がその補助金の後押しで行われる事業が多いと思いますが、その補助金の削減により影響の出る分野での町民に対してサービス低下の心配はないのか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波総務課長。

○総務課長（仙波晴樹） 補助金についてお答えします。

地方自治体の補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要と認められる場合にのみ認められています。補助金が公益上必要と認められるためには、補助を受ける団体等が実施する事業が特定の個人、団体のためだけでなく、松前町の社会全体の利益や福祉の増進につながるものでなければなりません。

このため、補助金については、毎年度の事務事業評価においてその必要性について検証しています。なお、松前町では、原則として団体等の運営や維持管理のための補助金は交付しないこととしています。また、財政基盤安定化に向けた取組として、公益性や透明性、使途や費用対効果等を検証し、補助額を適正化、所期の目的を達成しているものについては廃止、奨励的な補助金は3年で廃止という取組を進めています。

今後も、事務事業評価を通じて町民サービスの低下に配慮しながら、補助金の適正化に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

5番目に移ります。

特別定額給付金についてお尋ねします。

要旨1、特別定額給付金の対象者は、令和2年4月27日に登録されている者でした。今

年の5月に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で住民1人当たり10万円の給付金が給付されましたが、4月28日以降に生まれた方には給付されていません。しかし、松山市や伊予市では、給付時に妊娠されている方も対象として、今年の4月28日から来年の4月1日までに生まれる市民に松山市10万円、伊予市では5万円の給付を実施しているようですが、なぜ松前町は実施しなかったのか。

次に要旨2、今後の取組計画について。

一般的に考えても、妊娠してこれから子育ての準備など、一番大事な環境下にある人です。必要性も高いと思われます。今後、同じように住民1人につき給付金企画があれば妊娠中の子どもの対応も必要と考えますが、どのようにしますか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 特別定額給付金についてお答えいたします。

特別定額給付金は、国の緊急経済対策としての補助金を受け、基準日である令和2年4月27日現在、住民基本台帳に登録されている町民に対して給付しました。最近になり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、特別定額給付金の対象外とされた4月28日以降に生まれた子どもに対し、子育て支援として独自の事業を実施している市町があることが分かりましたが、議員御指摘のとおり、松前町においては対象外の子どもに対する支援は実施していません。

これは、松前町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について検討した結果、従前から手厚い支援を行っている子育てに対する支援よりも町内経済の維持、回復や公共施設、教育施設の感染予防対策を優先するべきであると考え、コロナ禍で打撃を受けた中小企業に対する各種支援や消費喚起のためのプレミアム付商品券の発行、公共施設における感染予防環境の整備などを実施したためであり、御理解ください。

今後、国から3次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分が行われる予定ですが、この交付金の活用についても同様の考えにより、誰に対して何を支援するのが本当に必要かを検討し、優先度の高いものから実施したいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そういう考えで町がおるんはあれやけど、町長は、11月7日に行われた北伊予の町政懇談会では子育てにも支援すると言っていますが、これはうそですか。町民にええところではそういうことを言うて、公の場とかそういう懇談会などでは子育て支援もしますということは、今度のコロナウイルスでも子育てのあれやけえ応援してほしいねと思うんですが、町民をだましよるんですか。

以上で一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、お待ちください。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町政懇談会で申し上げたのは、2期目の事業として子育て支援をさらに充実させていくということはお話をさせていただいています。そのこととコロナ対応は別問題でありまして、コロナの地方創生臨時交付金はコロナ対策のために活用するという交付金でありますので、コロナ対応として何が必要かというふうに考えたときに、今、副町長から答弁させていただきましたように、経済対策だとか公共施設のコロナ対策だとか、こういったほうが、そちらのほうにより優先して活用するほうが大事だろうと、国が対象外とした4月28日以降の子どもさんに10万円を出すよりもそちらのほうは町としては必要ではないかという判断でしたわけでありまして、決してそれによって子ども・子育ての支援をおろそかにするという考えではないということは御理解いただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 公共事業とかそういうよりは子育てのほうが大事でしょう。松前町の町民でしょう、これも。何で公共事業が大事なんですか。おかしいですよ、町は。

（町長岡本 靖「公共事業とは言ってないです」の声あり）

今、何を言うたんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 公共事業とは言っておりません。公共施設におけるコロナ対策のための費用、そういったものにかけたと言っていて、公共事業とは言ってないですから。

失礼しました。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） コロナ対策で何を支援するんですか、それ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 徳居副町長が答弁したとおりでございます。

（2番西村元一議員「何を言うてんですか。それやったら、もう公の場でそういう支援の問題なんか言わんとってください。みんなそれを当てにして、皆追いやるんですが」の声あり）

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、発言どうぞ。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、それやったら公の場へ行ってええ格好ぎりせんとい

てください。

以上、終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 田 中 周 作



1 2 月 2 1 日 (第 3 号)

令和2年松前町議会第4回定例会会議録

令和2年12月21日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 本馬毅  |
| 総務部長          | 和田欣也 |
| 保健福祉部長        | 塩梅淳  |
| 産業建設部長        | 大川康久 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島昌二 |
| 総務課長          | 仙波晴樹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 柏原正  |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本敏子 |

令和2年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.3

|       |                                                                              |          |    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|       | 令和2年12月21日(月)                                                                | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                   |          |    |
| 日程第2  | 議案第90号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例                                   |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                                       |          |    |
| 日程第3  | 議案第91号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例           |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                         |          |    |
| 日程第4  | 議案第92号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                                |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                                       |          |    |
| 日程第5  | 議案第93号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                      |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                         |          |    |
| 日程第6  | 議案第94号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                         |          |    |
| 日程第7  | 議案第95号 松前町介護保険条例等の一部を改正する条例                                                  |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                         |          |    |
| 日程第8  | 議案第96号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                         |          |    |
| 日程第9  | 議案第97号 松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について                                            |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                                       |          |    |
| 日程第10 | 議案第98号 動産の買入れについて(空気清浄機)                                                     |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                                       |          |    |
| 日程第11 | 議案第99号 動産の買入れについて(防災備蓄品(自動ラップ式トイレ))                                          |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                                       |          |    |
| 日程第12 | 議案第100号 動産の買入れについて(防災備蓄品(間仕切り))                                              |          |    |

- 上程 委員長報告（総務産業建設） 質疑 討論 採決
- 日程第13 議案第101号 動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）
- 上程 委員長報告（総務産業建設） 質疑 討論 採決
- 日程第14 議案第102号 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について
- 上程 委員長報告（文教厚生） 質疑 討論 採決
- 日程第15 議案第103号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第5号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第16 議案第104号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第17 議案第105号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第18 議案第106号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第19 議案第107号 令和2年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 閉 議
- 町長挨拶
- 閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

開議に先立ちまして、影岡議員から、12月14日の本会議の一般質問における発言について訂正の申出がありましたので、自席での発言を許可します。

5 番影岡俊範議員。

○5 番（影岡俊範議員） 訂正したい発言は、統合型校務支援システムの早期導入についての一般質問の再質問におきまして、導入できていない市町は松前町と上島町である旨の発言をいたしました。上島町を伊方町に訂正することを申し出ます。

○議長（加藤博徳） 影岡議員の説明を終わります。

ただいまの訂正の申出につきましては、松前町議会会議規則第64条の規定に基づき許可いたします。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

7 番住田英次議員、8 番稲田輝宏議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第90号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第90号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第90号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の対象を拡大するため、新たに制定するものです。

審査の過程において、選挙運動用ビラの作成限度枚数が、松前町議会議員選挙の1,600枚に対し、松前町長選挙は5,000枚となっている。対象人数は同じであるのに枚数に差が出るのはなぜかとの質疑があり、枚数は公職選挙法施行令でこの数字が示されている。国の一定の基準で全国的にこの数字が使用されており、町が枚数を定めたものではな

い。

また、選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の枚数について、公職選挙法施行令による上限は、ポスター掲示場に2を乗じて得た数字だが、松前町の上限はポスター掲示場相当数となっている、これは何が違うのかとの質疑があり、施行令では国政選挙の場合を規定しており、選挙運動期間の短い衆議院議員選挙でも12日間の期間があるが、松前町議会議員及び松前町長選挙の選挙運動期間はいずれも5日間である。国政選挙に比べ期間が短いことでポスターが劣化する確率が低く、張りかえなどの必要が低いため掲示場数としたとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第90号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第91号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第91号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第91号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、町長の附属機関として松前町小規模保育事業者選考委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、現在、参入しようとしている小規模保育事業者があるのかとの質疑があり、今年度は希望する事業者の情報はない、以前、参入しようとする事業者がいたことは聞いているとの答弁がありました。

次に、選考委員会の委員の中に保育経験者は入れないのかとの質疑があり、子育て・健康課の案ではあるが、大学教授等のほか、子どもの保護者、保育所長や幼稚園長を構成員として考えているとの答弁がありました。

委員からは、保育現場の声も反映してほしいので、ぜひお願いしたいとの意見がありました。

また、職員だけで選考を行っている自治体があるが、経費削減の観点から、町も職員だけの選考を検討しなかったのかとの質疑に対し、職員だけで選考を行っている自治体があることは承知している。ただ、本町の場合、透明性、専門性、客観性の観点から外部の人を入れた委員会の設置を行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第91号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第92号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、  
委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第92号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第92号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第92号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第93号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、  
委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第93号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第93号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第93号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第94号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第94号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第94号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、国民健康保険運営協議会の名称が変更されたこと等に伴い、規定を整

備するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、第4条にある民法の規定による扶養義務者のないものとはどういうものか、また松前町に該当事例はあるのかとの質疑があり、18歳未満の子どもで、直系血族と本人の兄弟姉妹がいないものであるが、今のところ、松前町での事例はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第94号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第95号 松前町介護保険条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第95号松前町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第95号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたの

で、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第95号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第96号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第96号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第96号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部が改正され、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今回の改正の背景をどう考えているのかとの質疑があり、主任介

護支援専門員の人材不足という現状があると思うとの答弁がありました。

次に、主任介護支援専門員と介護支援専門員にそれぞれ役割があると思うが、介護支援専門員で対応できるのかとの質疑があり、法律の規定に基づいて職務をしていただくことになるとの答弁がありました。

次に、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由とは何かとの質疑があり、急な退職や病気による休暇などがあるとの答弁がありました。

次に、誰が判断して、どういう手続をするのかとの質疑があり、主任介護支援専門員が急に退職するなど不測の事態になった場合に、居宅介護支援事業所の判断で変更の届出をしてもらう。その場合は、町が介護支援専門員の資格の有無を確認し、判断することになるとの答弁がありました。

また、悪用するケースが考えられるが、どう対応するのかとの質疑があり、そういうことはないという認識で、規定に基づき正当な理由で変更の申請をしていただければと思っ  
ているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第96号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第97号 松前中学校解体工事（二期工事）請負契約の締結について  
（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第97号松前中学校解体工事（二期工事）請負契約の

締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第97号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、予定価格が5,248万円になるが、予算で議決したときの金額は5,294万円であった、この差額はどうかとの質疑があり、予算額はあくまで予算の積算ということで出している。実際に設計した時期と入札する時期が異なっているため、入札時期にもう一度中身を精査したことで約50万円の差額が出たということである。業者に委託して設計し、中身のチェックは職員が行ったとの答弁がありました。

職員が精査して約50万円下がったということだが、プロが設計したものを松前町職員で精査することができる人がいるのかとの質疑があり、まちづくり課は、建築の方でそれなりの経験があり資格を持った職員がいるので、中身についてある程度精査できる。詳細な設計になると、経験と知識が必要になるため、高度な設計に関しては外部に委託している。軽微な設計に関しては職員が行っているが、今回の松前中学校の解体のような大規模な事業については外部委託でしているとの答弁がありました。

また、詳細な部分分からない職員が精査しても、設計時期と入札時期が違うからといって、精査ができないのではないのかとの質疑に対し、重要な部分については変更していない。設計時期と入札時期が異なるため、単価の見直しなどを行ったところ、差が出たということであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第97号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第98号 動産の買入れについて(空気清浄機) (上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第98号動産の買入れについて(空気清浄機)を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第98号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、入札の条件に保証期間は設定されているのかとの質疑があり、条件には入っていない。メーカーの保証期間の1年のみであるとの答弁がありました。

委員からは、1年はメーカー保証対象期間だが、それ以降は知りませんではなく、入札時に条件を付して、この期間はメンテナンス料を無料にしてもらうなどできなかったのか。また、新品を購入して1年で壊れることはないと思うが、保証期間を経過して稼働しなくなった場合、買換えまたは修理になる、もう少し慎重さが必要ではないのか。今後、物品購入をする場合は考えていただきたいとの意見がありました。

次に、74台購入予定だが、設置は職員が行うのか、それとも業者が設置場所やコンセントの位置を確認し、段ボールなどの処分まで行ってくれるのかとの質疑があり、それぞれの場所に納品されたかは確認するが、設置場所は各施設が決め、職員が設置するようになるとの答弁がありました。

委員からは、大きな事業である。業者に設置までお願いし、段ボールなどの撤収もしていただきたい。職員の職務に支障のないようにしていただきたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第98号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第99号 動産の買入れについて(防災備蓄品(自動ラップ式トイレ))(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第99号動産の買入れについて(防災備蓄品(自動ラップ式トイレ))を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第99号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査において、自動ラップ式トイレと目隠しの数が違うが、どのように対応するのかとの質疑があり、指定避難所等で使用するものは、目隠しを併せて購入している。それ以外に、福祉避難所等で使用するものについては、別のプライベートルームを用意して、車椅子の方でも使用できるようにしているため、トイレと目隠しの数が異なっているとの答弁がありました。

採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告します。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第99号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第100号 動産の買入れについて(防災備蓄品(間仕切り))  
(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第12、議案第100号動産の買入れについて(防災備蓄品(間仕切り))を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る12月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第100号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、前回の議員全員協議会で、落札した業者の落札額が一番高いところの半分以下の金額だが、仕様など大丈夫かという話があったが、その後、落札業者に対し製品等の確認は行ったのかとの質疑があり、入札前に同等品確認の質疑はなかった。町としては、仕様書に参考品として載せてあるニード社製のファミリールームが納入されると考えている。また、納品時の検査で相違があった場合は、ニード社製の製品を納入してもらうとの答弁がありました。

また、納品時のチェックでなく、前もって確認し、町が指定したものが納入されるか確認してもらうことはできないのかとの質疑には、入札終了後、口頭ではあるが、落札業者に確認をしたところ、ニード社製の製品を納入するという話であったとの答弁がありました。

次に、納入期限を令和3年3月26日と設定しているが、来年の3月になればコロナの状況も変わっているかもしれない。今が大事なのではないか。納入期限を3月に設定したのはなぜかとの質疑があり、準備期間を含め、かつ年度内には納入してほしい。また、年度末では確認する時間がないためである。また、メーカーからは、需要が高く、納期が遅れる可能性があるという話を聞いている。納入期限は3月26日だが、それより早く納入できるのであれば納入してほしいと伝えているとの答弁がありました。

委員からは、一日でも早い議決が必要で、早い納入を希望するのであれば、臨時議会をしないというわけではないので、町民のために行動を起こすべきであり、今後、お互いよい方向で進めていければいいという意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第100号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 議案第101号 動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）

（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第101号動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月8日の本会議において、総務産

業建設常任委員会に付託されました議案第101号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、パソコン端末のメーカーはどこかの質疑があり、ダイナブック社であるとの答弁がありました。

教員には端末を使いこなしてもらわなければならないが、得意、不得意もある。仕様書には、各学校1回以上研修を受講するようになっているが、早めにスケジュールを設定して行ってほしいとの意見があり、記載にあるとおり1回以上の研修を行う予定であり、漏れのないよう行っていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第101号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第102号 松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第102号松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第102号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、現在の指定管理者はどこかとの質疑があり、松前総合文化センターと松前町ふるさとライブラリーは株式会社ケイミックスパブリックビジネスであり、松前公園は伊予鉄総合企画株式会社であるとの答弁がありました。

また、評価委員メンバーは前回と同じかとの質疑があり、前回の平成27年度は教育長と部課長の4名と文化センターの選定委員に文化協会会長、松前公園の選定委員に体育協会会長であったため違うとの答弁がありました。

また、選定委員がなぜ評価委員に名称が変わったのかとの質疑があり、平成27年当時は松前町教育委員会公の施設指定管理者候補選定委員会要綱に基づき委員会がつくられていたが、今回は平成29年度に改正された松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき組織したので、選定委員から評価委員へと名称が変わったとの答弁がありました。

また、指定管理料の金額は評価委員に事前に提示されていたのかとの質疑があり、提示しているとの答弁がありました。

また、評価委員に報酬は出るのかとの質疑があり、条例において、日額7,400円と定められているとの答弁がありました。

次に、コロナ禍の中で施設の利用が減り、減収になった場合は行政が補填するのか、また国や県からの支援はあるのかとの質疑があり、町が補填する予定であるが、現在のところ国や県からの支援はないとの答弁がありました。

また、指定管理は5年契約となっているが、新しく指定された業者に補填する場合、5年分一括か、単年度分かとの質疑があり、5年間の包括協定と単年度の年度協定を締結している。支払いについては年度協定において単年度分を支払うことになるとの答弁がありました。

次に、評価委員が審査する際、業者名は公表されているのかとの質疑があり、業者からの説明があった後採点を行うので、審査する業者名は分かっているとの答弁がありました。

次に、採点結果は評価委員5名の総合点であるか、その他の点が加わっているのかとの質疑があり、評価委員5名の総合点であるとの答弁がありました。

次に、前回の平成27年の更新時に地元雇用を拡大する旨の答弁があったが、5年たった

現在の状況はどうかとの質疑があり、地元雇用人数は、前回、文化センターは21名中15名、松前公園は17名中6名であったが、現在は、文化センターは19名中10名、松前公園は9名中4名である。松前公園については、地元雇用率35%から44%へ上昇しているが、文化センターは71%から53%となっているとの答弁がありました。

委員からは、新しい指定管理者に地元雇用を増やしていただくようお願いしてもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第102号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第15 議案第103号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第104号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第105号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、

討論、採決)

日程第18 議案第106号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第107号 令和2年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第103号令和2年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第16、議案第104号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第17、議案第105号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、日程第18、議案第106号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号及び日程第19、議案第107号令和2年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月8日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第103号から議案第107号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第103号令和2年度松前町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ2億167万9,000円を追加し、総額を152億7,248万6,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については特に質疑はありませんでした。

産業建設部所管につきましては、水産業施設整備事業の設計委託業務費50万円について、台車の使用状況と委託の必要性、また安全性の向上、経年劣化と判断した基準についての質疑があり、現在、台車は5台あり、最初の2台の設置年は不詳で、3台は平成21年度に設置し、11年間以上使用している。漁船引張り台車は特殊な構造で、設計には専門的知識が必要とされるため、職員で設計することは困難であることから設計委託料を計上している。これまでの台車も安全に設計されて使用してきており、今回の設計に当たっても、安全性を考慮して行い、改修したい。経年劣化の判断基準はないが、漁業協同組合からの情報提供があり、職員が現地で目視した上で、船を引き揚げることはできるが、台車のコロが転がらず、降ろすことができないことを確認し、改修が必要と認めたので、設計委託するものであるとの答弁がありました。

そのほか、現在、船揚げ場の西の棧橋が撤去されている。安全性を確保するためにも、傾斜を緩くするように伸ばして、真っすぐ着水ができるようにできないのか、また設計後の施工費はどのようになるのかとの質疑があり、改修の施工費は今のところ一般財源で考えているが、利用できる補助制度の有無、起債等検討したい。台車を設置している底地は

県の管理となっているため、漁協と協議しながら、機会を捉えて、要望として伝えていくとの答弁がありました。

次に、農地集積推進事業について、農地集積推進は農業の収益を高めるためのこれからの課題であると思うが、機構集積協力金制度は今後いつまで続くのかとの質疑があり、現在の情報としては、令和3年度までは10アール当たり1万5,000円の制度が続き、令和4年度、令和5年度は10アール当たりの単価が1万円に下がり、その後、廃止される見込みであるとの答弁がありました。

現在、対象が1人であり、周知に努めるようにとの意見に対し、平成26年度から現在までの間に松前町内で約9ヘクタールの農地について21名の農地貸付手と11名の借手により集積している状況である。引き続き周知に努め、制度が広がるように尽力したいとの答弁がありました。

次に、幹線町道整備事業について、町道西古泉筒井線の開通式の式典招待者の規模と新型コロナウイルスが終息しない場合の規模縮小についての質疑があり、完成を2月末と見込んでおり、開通式は3月13日土曜日に行う予定にしている。招待人数は約70名で、今後の県内の感染状況を踏まえて、式典の内容、規模、招待者については検討したいとの答弁がありました。

また、西古泉筒井線は、災害道路としての位置づけの規模の大きな道路を施工したものであるが、避難所である松前公園への入り口が狭い、公園の入り口を広くする考えはあるか。また、ラウンドアバウトは、自衛隊のトレーラーなど大型車が通行できるのかとの質疑があり、松前公園入り口の拡幅については、今後、研究する。ラウンドアバウトについては、大型車の通行は内側の余裕地を使えば通行できるとの答弁がありました。

次に、松前町公共工事等発注担当者倫理規程に基づく携帯電話の使用についての質疑があり、規程制定後、担当職員と業者との業務連絡は役場の固定電話を使用しており、予算可決されれば、1月から携帯電話を貸与したいとの答弁がありました。

保健福祉部所管につきましては、自立支援給付事業及び障がい児通所給付について、利用者増の人数とその原因、またコロナの影響はどの質疑があり、自立支援給付事業は令和2年度が延べ4,172人の利用見込みで、昨年度が延べ4,065人であり107人の増加となっている。障がい児通所給付は、令和2年度が延べ1,631人で、昨年度が延べ1,474人で157人の増加になっている。サービスの利用者が年々増加しているが、コロナの影響はどうかを見ると、増額となったサービスもあれば、減額となったサービスもあることから、要因としてはどのサービスにおいても対象者が増加していることであると考えたとの答弁がありました。

また、毎年同じようにこの時期に補正予算が行われるが、その理由についての質疑があり、当初予算算定時は実績を基に積算しており、毎年、この時期に実績見込みを再積算し

て、12月補正で対応しているものである。サービスの種類は20種類くらいあり、サービスによって費用単価が異なっており、サービス費用額を積算するのは難しいが、今後は精査して、当初予算を組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業の補助内容についての質疑があり、地域から要望のあった音響設備、机、椅子、視聴覚設備などコミュニティの整備に対する補助であるとの答弁がありました。

また、6月補正では、5地区の申請に対して2地区採択し、3地区は不採択となった。今回の補正で前回不採択となった3地区ではなく、前回申請していなかった横田地区が採択された理由について質疑があり、自治総合センターから新型コロナの影響でソフト事業の中止に伴い、ハード事業の追加募集があった。募集の条件は、祭りの道具を対象外とし、令和2年度中に事業完了することであり、令和2年度の不採択地区と3年度の申請の地区を対象に、庁内の審査委員会で諮った結果、条件に該当する2地区のうち、過去に補助を受けていない横田地区を採用することとなった。これにより、自治総合センターに申請したところ、採択されたことから予算計上するものであるとの答弁がありました。

次に、鉄道整備費支援事業について、愛媛県新幹線導入促進期成同盟会の構成員や負担金について質疑があり、構成員は、愛媛県、愛媛県議会、市町村会、各市町等で、今回、JR内子線の復旧工事に係るJR四国が実施する工事費用は3億6,600万円で、JRが2分の1、国が4分の1、県が8分の1を負担し、残りの8分の1に当たる4,575万円を沿線市町が乗客割や所在地割により分割負担するもので、JR予讃線が通っている松前町分は81万円の負担であるとの答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援費の負担金5,714万1,000円のうち、認定こども園等保育の負担金補正額5,139万4,000円について質疑があり、主なものは、青葉幼稚園が4月から認定こども園になったことに伴い、これまでの幼稚園籍の給付費に加えて、保育所分の負担金が新たに追加されることになった。当初予算積算時点には、青葉幼稚園が認定こども園として認可されることは予定されていたが、保育所分の負担金が計上されていなかったため、今回、不足見込額を補正予算で計上するとの答弁がありました。

教育委員会所管については、特に質疑はありませんでした。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第104号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、保険給付費等交付金（普通交付金）の精算に伴う償還金の計上によるものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたの

で、御報告いたします。

次に、議案第105号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、前年度の精算及び今年度の保険基盤安定納付金の確定に伴う増額によるものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第106号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

保険事業勘定の補正予算のうち、保険課所管分の主なものは、制度改正に伴う介護保険システムの改修委託料、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額によるものです。

次に、福祉課所管分の主なものは、地域包括支援センター運営事業費のコロナ感染症対策のための消耗品費と備品購入費を増額するものです。

審査の過程において、システム改修委託料の内容はどういうものかとの質疑があり、介護報酬は3年ごとに改定されており、令和3年度に改定予定がある。それに伴い、システム改修が必要となり計上したものであるとの答弁がありました。

また、3年ごとに毎回システム改修費用が必要になるのかとの質疑に対し、改定内容により必要となるとの答弁がありました。

次に、介護サービス事業勘定の補正予算は、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料を増額するものです。

審査の過程において、システム改修委託料の費用は今後も必要になると思うが、金額が適正かどうか、他の自治体と比較することも必要ではないかとの質疑があり、システムはパッケージソフトにカスタマイズをかけて使っており、その内容が他の自治体と同じかどうか不明なため、システムの改修にかかる費用の比較は難しいとの答弁がありました。

以上の審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第107号令和2年度松前町下水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算は、工事の繰越しにより、今期、受益地が増えたことから、収益的支出の報償費を26万3,000円、資本的収入の受益者負担金を343万2,000円それぞれ増額するものです。

審査の過程において、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する、未収金及び未払金とある整理とはどういうことか

との質疑があり、令和2年4月1日から公営企業化になったことに伴い、前年度までにあった債権及び債務を公営企業に移行することを整理としているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上、議案第103号から議案第107号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第103号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第103号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第104号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第104号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第105号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第105号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第106号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第106号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第107号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第107号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和2年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、来年1月4日に開催が予定されていた新春年賀のつどいの中止が、松前町年賀交歓会実行委員会において決定されました。毎年恒例の行事が中止となり、非常に残念です。

また、国では、休暇が集中する年末年始の人の往来を抑えるため、Go To Travelを今月28日から来年1月11日まで全国一斉に停止することとしました。

松前町においても、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から年末年始の休暇を分散するよう提言があったことを踏まえ、今月18日から来年1月12日までを年次有給休暇取得促進期間として、職員の休暇を分散し、年末年始に休暇が集中しないよう措置したところです。

しかしながら、年末年始にはどうしても人の往来が増え、感染リスクが高まりますので、町民の皆様におかれましては、日常生活での警戒レベルを上げ、感染回避行動をより一層徹底していただきますようお願いいたします。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様のつつがない御越年と、迎えられる新しい年においてはコロナ禍が終息し、皆様にとりまして輝かしい幸多き年となりますよう祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて、令和2年松前町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

